

令和5年度重点提案・要望書

福井県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、国と地方が一体となり、継続して全力で取り組んでいるところです。さらに、この未曾有の危機を乗り越えたのち、地域を持続的に維持・発展させるためには、大きなリスクが顕在化した都市への人口集中を早急に是正し、地方への人の流れをつくり、地方創生を力強く進めなければなりません。

そのためには、交通基盤のミッシングリンクを早期に解消し、国土の強靭化を図るとともに、それぞれ特色ある地方がわが国の成長の源となる分散型国家を実現することが必要です。また、国民生活の安定や産業の発展、国家の安全保障を実現する搖るぎない原子力・エネルギー政策を実行することが必要です。

加えて、本県は、北陸新幹線の福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道の県内全線開通など100年に一度の大きなチャンスを迎えております。この機をとらえ、地域公共交通の強化、観光やスポーツを通じた交流拡大、新産業や農林水産業の振興、防災・減災、医療・福祉、教育などの諸施策を強化していくことが重要です。

次に掲げた事項は、地方の活力増進はもとより、人口減少社会における諸問題を克服し、日本全体の成長と発展に不可欠な事項ですので、その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年5月

福井県知事 杉本 達治

令和5年度重点提案・要望項目一覧

最重点事項

(交通基盤等の整備)

- 北陸新幹線の早期完成・開業とまちづくりの推進 ······ 2
- 地域鉄道の維持・活性化 ······ 8
- 高規格道路の早期開通と国道8号の整備推進 ······ 10
- 敦賀港の機能強化による強靭な海上物流体制の確保 ······ 17

(エネルギー政策)

- エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化 ··· 19
- 原子力発電所立地地域の振興 ······ 23
- 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化 ······ 28
- 原子力施設へのテロに係る対処能力の強化 ······ 32
- 原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置 ······ 33

(地方創生の実現)

- 人口減少対策と地方への新たな人の流れの創出 ······ 35
- 成長フロンティアである地方への投資拡充 ······ 40
- 脱炭素社会の早期実現 ······ 46

(新型コロナ、原油価格・物価高騰対策)

- 新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施 ······ 48
- 原油価格・物価高騰等に関する対策の実施 ······ 54

重点事項

(人づくり)

- 学校教育の充実・強化 ······ 58
- 教員の働き方改革の推進 ······ 63

(産業振興)

- 中小企業・新産業への支援充実 ······ 66
- 農林水産業の成長産業化 ······ 68
- 外国人が活躍できる環境の整備 ······ 72

(交通)

- 幹線道路ネットワークの整備推進 ······ 74
- 地域公共交通の利便性向上 ······ 76

(交流拡大)

- 北陸新幹線開業効果の最大化 ······ 78
- スポーツを通じた地方の活力創出 ······ 81
- 福井の歴史、伝統文化の発信・応援 ······ 83

(安全・安心)

- 誰もが安心して暮らせる医療と福祉 ······ 86
- 防災・減災、国土強靭化対策の加速 ······ 91
- 県民の安全・安心の向上 ······ 92
- 拉致問題の早期かつ全面解決の実現 ······ 101

最重点事項

(交通基盤等の整備)

- 北陸新幹線の早期完成・開業とまちづくりの推進
- 地域鉄道の維持・活性化
- 高規格道路の早期開通と国道8号の整備推進
- 敦賀港の機能強化による強靭な海上物流体制の確保

(エネルギー政策)

- エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化
- 原子力発電所立地地域の振興
- 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化
- 原子力施設へのテロに係る対処能力の強化
- 原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置

(地方創生の実現)

- 人口減少対策と地方への新たな人の流れの創出
- 成長フロンティアである地方への投資拡充
- 脱炭素社会の早期実現

(新型コロナ、原油価格・物価高騰対策)

- 新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施
- 原油価格・物価高騰等に関する対策の実施

北陸新幹線の早期完成・開業とまちづくりの推進

【国土交通省、鉄道・運輸機構】

北陸新幹線は、大きな経済効果を発現し、国土強靭化や東京一極集中の是正、分散型国家の実現に寄与する重要な国家プロジェクトである。こうした整備効果は、大阪までつながってこそ最大限發揮されるものであり、金沢・敦賀間の整備を着実に進めるとともに、現在、令和5年度当初の着工に向けた議論が進められている敦賀・新大阪間の1日も早い着工と全線開業を実現すること。

1 敦賀・新大阪間の早期整備

(1) 令和5年度当初着工と早期全線開業

環境アセスメントを丁寧かつ迅速に進めること。併せて、令和5年度政府予算の編成に向けて、施工上の課題や着工5条件の解決に向けた検討を加速させ、令和5年度当初の着工および1日も早い全線開業を実現すること。

(2) 並行在来線の取扱い

JR小浜線は特急が運行されておらず、また、新幹線開業により旅客輸送量が著しく低下する路線ではないため、敦賀・新大阪間の整備に伴う並行在来線には該当しないことを確認すること。

2 金沢・敦賀間の工期遅延・事業費増加への適切な対応

(1) 令和5年度末までの確実な開業

二度と遅延が生じないよう、工事工程の管理を徹底し、関係自治体と適切に情報を共有しながら、令和5年度末までに確実に開業させること。

(2) 継続的な地方負担の縮減

より一層のコスト縮減を図るなど、本県および駅設置市の負担の更なる縮減に継続的に努めること。

(3) 工期遅延に伴う影響の軽減

まちづくりや観光など開業に向けた様々な取組みに対し、工期遅延に伴う追加経費や損失に対する補填など必要な対策も含め、国土交通省はもとより政府全体で継続的な支援を行い、本県や駅設置市をはじめとする地方の負担感を極小化すること。

(4) 新幹線駅周辺整備の確実な推進

北陸新幹線福井・敦賀開業に向け、駅へのアクセス道路や駅前広場など、県や市が行う新幹線駅周辺の整備が着実に進むよう、必要な予算措置を行うこと。

また、福井駅西口で進められている市街地再開発事業については、県都の玄関口における都市機能強化のための重要な事業であることから、必要な予算措置を行うこと。

3 福井・敦賀開業時の利便性確保

(1) 北陸と関西・中京とのアクセス向上

福井・敦賀開業時における敦賀駅までのかがやき・はくたか・つるぎの運行本数は、金沢駅と同数とするとともに、すべての新幹線と乗り継げる特急を確保し、利便性の高いダイヤとするなど、関西・中京へのアクセス向上を図ること。

最重点事項 1

(2) 新幹線および特急のダイヤ編成

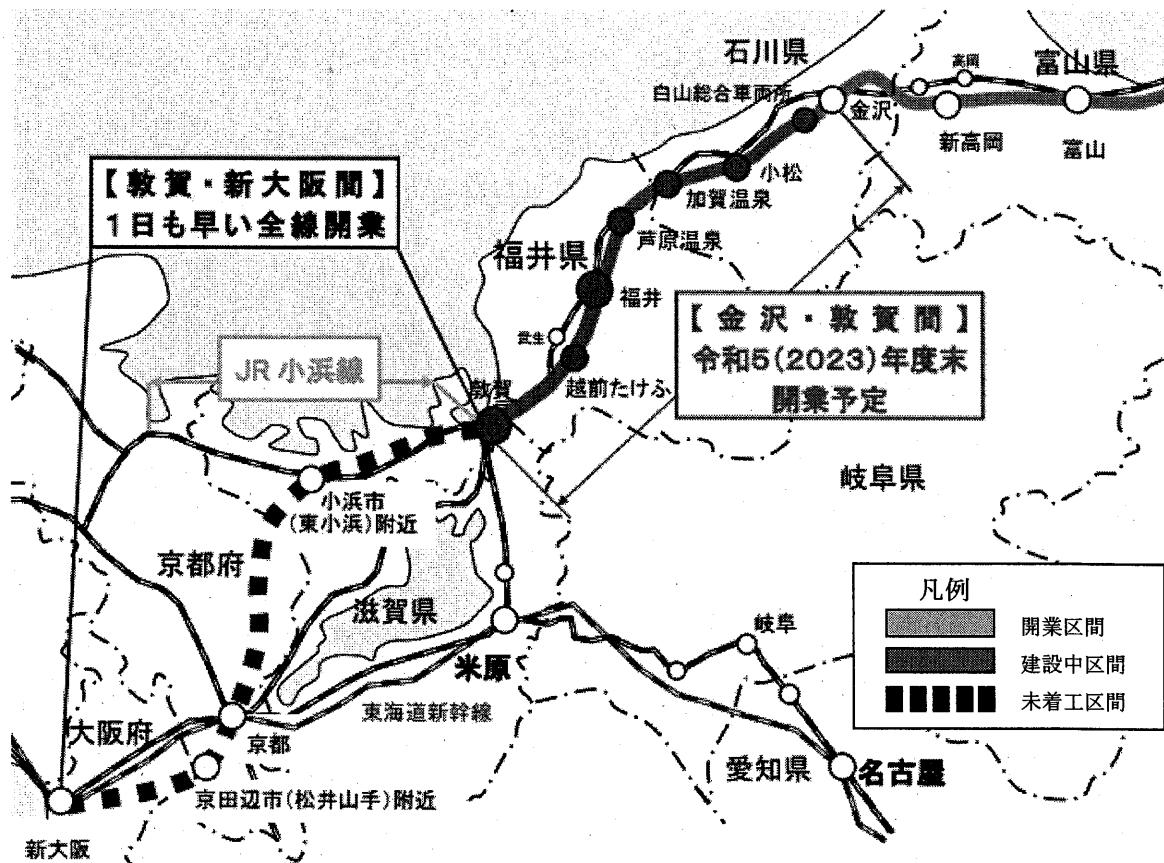
新幹線および敦賀駅発着の特急の始発・終着列車について、県民ができるだけ長く首都圏や関西圏、中京圏に滞在できるようなダイヤ編成とすること。

4 県内事業者の受注機会の確保・増大

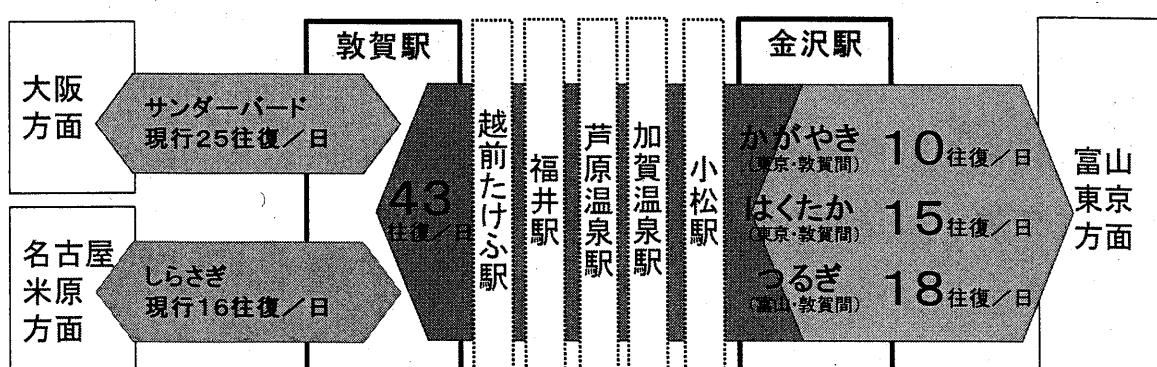
県内事業者の受注機会を確保・増大するとともに、県産材や県産品を活用すること。

最重点事項 1

○北陸新幹線の整備状況



○福井・敦賀開業時の利便性確保



※サンダーバード、しらさぎ両方の維持・拡大が必要

※新幹線43往復と同数の運行本数を敦賀駅まで確保

R2.3 改正ダイヤに基づく運行本数(コロナ禍以前)

・ 2018年度の鉄道旅客流動

北陸・関西間 1日当たり 18,500人

北陸・中京間 1日当たり 4,100人

}
※コロナ禍以前の状況

5 並行在来線への支援

北陸新幹線の福井・敦賀開業と同時にJR西日本から経営分離される北陸本線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない交通手段であるとともに、貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担う重要な社会基盤である。

開業時には、JR西日本からの鉄道資産の取得など初期投資に多額の地元負担が生ずるとともに、開業後も輸送密度が低く、多くの運賃収入が見込めない上、全国の並行在来線で唯一、交流区間と直流区間を跨ぐ運行となることや、長大な北陸トンネルおよび特別豪雪地帯を有することにより他路線に比べ多額の維持経費を要するなど、厳しい経営状況が想定される。

本年1月、本県並行在来線会社は国から鉄道事業再構築実施計画の認定を受けた。今後、同計画に基づき、安全・安定輸送の確保を大前提として、地域住民や来県者の移動利便性を確保するため、開業準備を着実に進めていくこととしている。

これらを踏まえ、本県の並行在来線が第三セクターにより将来にわたって安定的に維持・存続が図られるよう、以下の支援策を講じること。

(1) 初期投資や開業後の運営経費に対する支援

初期投資に対する地方交付税措置のかさ上げや開業後の運営費について、法制化も含めた財政支援措置を行うこと。

(2) 鉄道事業再構築実施計画の実施に対する支援

鉄道事業再構築実施計画に基づき、列車運行や保守作業の安全性を確保するためのシステムの整備や、ICカードシステムの整備など、経営分離前の安全性や利便性を維持するために必要な投資に対し、再構築事業の実施時に認められている補助対象の拡大、補助率の嵩上げを行ったうえで、優先的に採択を行うこと。

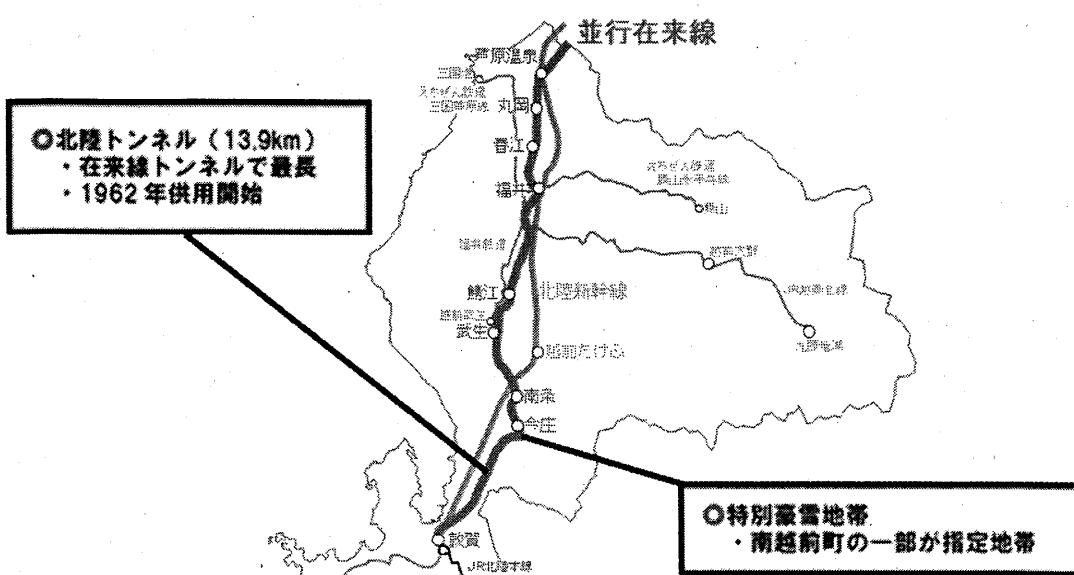
(3) 貨物調整金制度の見直し

利用者数を維持するために旅客列車を増便する場合や、遠方で発生した自然災害により自社区間を走行する貨物列車が減便となつた場合において、貨物線路使用料が減少しない制度へと改めること。

また、重量のある貨物列車の走行に伴い、路盤やレールの強化など高水準の設備保守を要することに配慮した算定方法とすること。

【担当部署：地域戦略部 新幹線建設推進課、地域鉄道課、交通まちづくり課

／ 土木部 都市計画課】



地域鉄道の維持・活性化

【国土交通省】

地方にとって鉄道は、通勤や通学、日常の移動手段として地域の人々の暮らしを支えるとともに、産業や観光など地域振興に寄与する重要な交通機関である。

しかし、地域鉄道事業者においては、人口減少により利用者が減少し、行政の支援なくしては経営が成り立たない危機的な状況にあり、鉄道事業者の独立採算制を前提とした制度に限界が来ている。

また、JR西日本においても、線区の維持が難しいとして、4月11日に輸送密度2,000人未満の経営状況を公表し、ローカル線の見直しの議論を進めようとしている。

このような状況を踏まえ、国においては、地方の重要なインフラであるJRローカル線を含む地域鉄道が、地域の活性化のみならず持続可能な社会の実現に果たす役割に鑑み、次の事項について特段の措置を講じること。

1 鉄道事業者に対する国の関与強化

JRローカル線を含めた地方鉄道の在り方は、単に、鉄道事業者の経営上の問題、鉄道事業者と地方自治体間の問題でなく、国としても公共交通行政の根幹として、鉄道事業の維持・活性化に積極的に関与すること。

2 地域鉄道を維持する仕組みづくり

国鉄改革時には、不採算路線を含めて事業全体で採算を確保することを前提として制度設計が行われた経緯を踏まえ、JRローカル線を含めた鉄道ネットワークのあり方について、地方路線の切り捨てとならないよう国において方針を示すこと。

3 地域鉄道の維持・活性化への支援

将来にわたり地域鉄道が持続的に運営できるよう、鉄道事業を重要な社会インフラとして明確に位置付け、強力な財政支援や法制化を含め、国において維持・活性化に必要な対策を早急に講じること。

【担当部署：地域戦略部 地域鉄道課】

高規格道路の早期開通と国道8号の整備推進

【国土交通省】

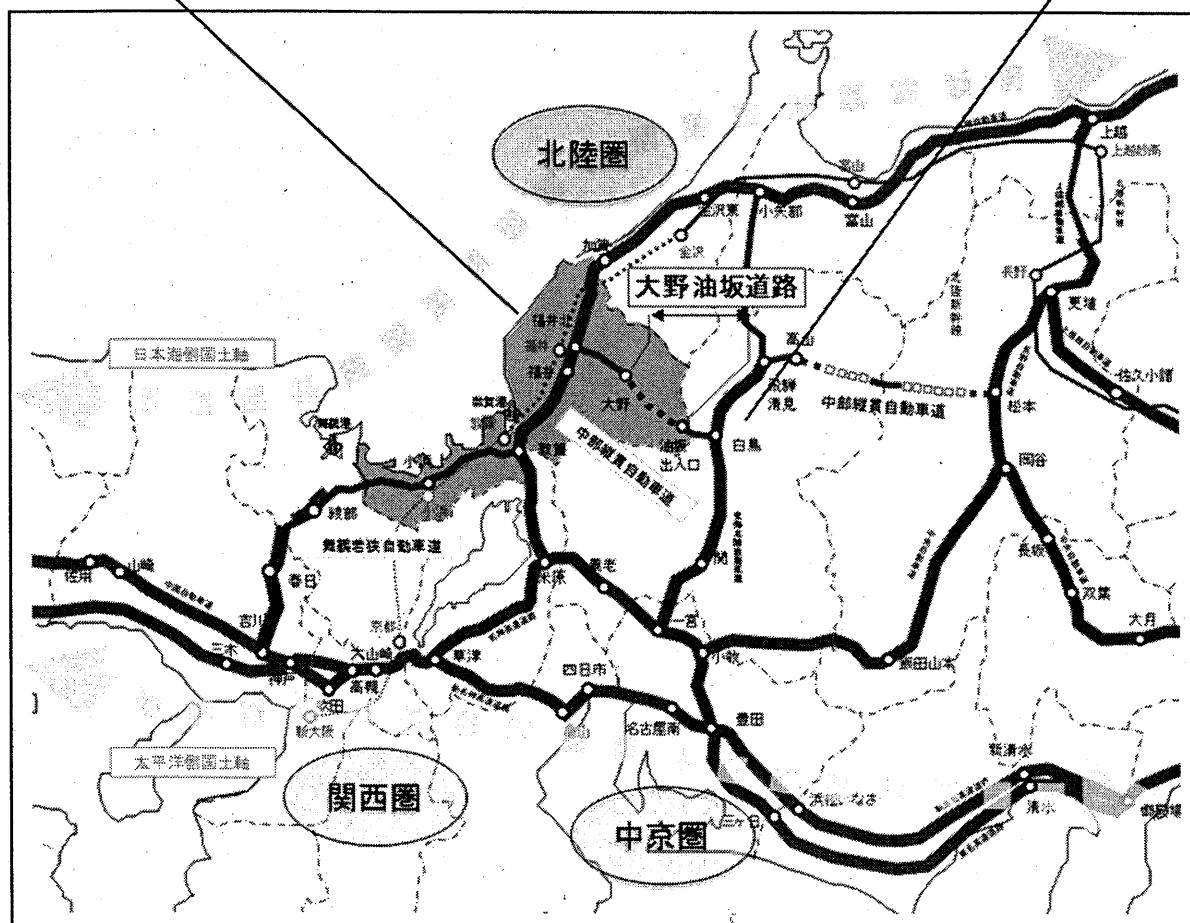
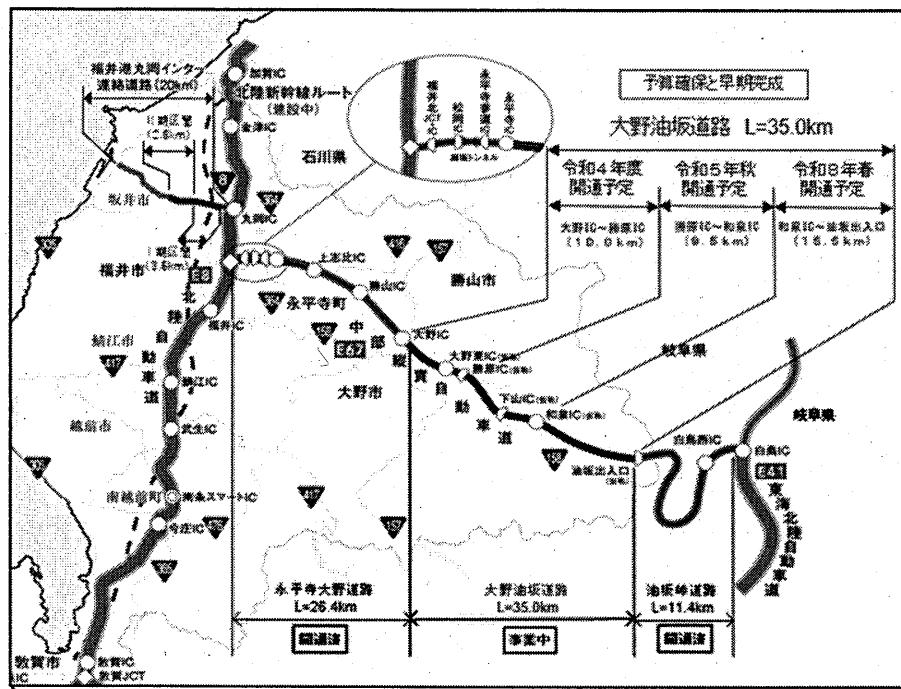
本県の高規格道路および国道8号は、日本海側の東西国土軸として北陸圏と中京圏・関西圏の広域的な連携をさらに強化し、これら圏域全体における産業・観光振興等の多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

1 中部縦貫自動車道大野油坂道路の予算確保と早期完成・開通

一日も早い大野油坂道路の全線開通が実現できるよう、補正予算を含め必要な予算措置を行うとともに、以下の対策を講じること。

- ① 令和4年度の大野～勝原間の確実な開通を実現すること。
- ② 令和5年秋という開通見通しが示された勝原～和泉間にについて、一日も早く開通すること。
- ③ 令和8年春という開通見通しが示された和泉～油坂間にについて、一日も早く開通すること。

○中部縦貫自動車道の整備状況



2 舞鶴若狭自動車道の4車線化整備

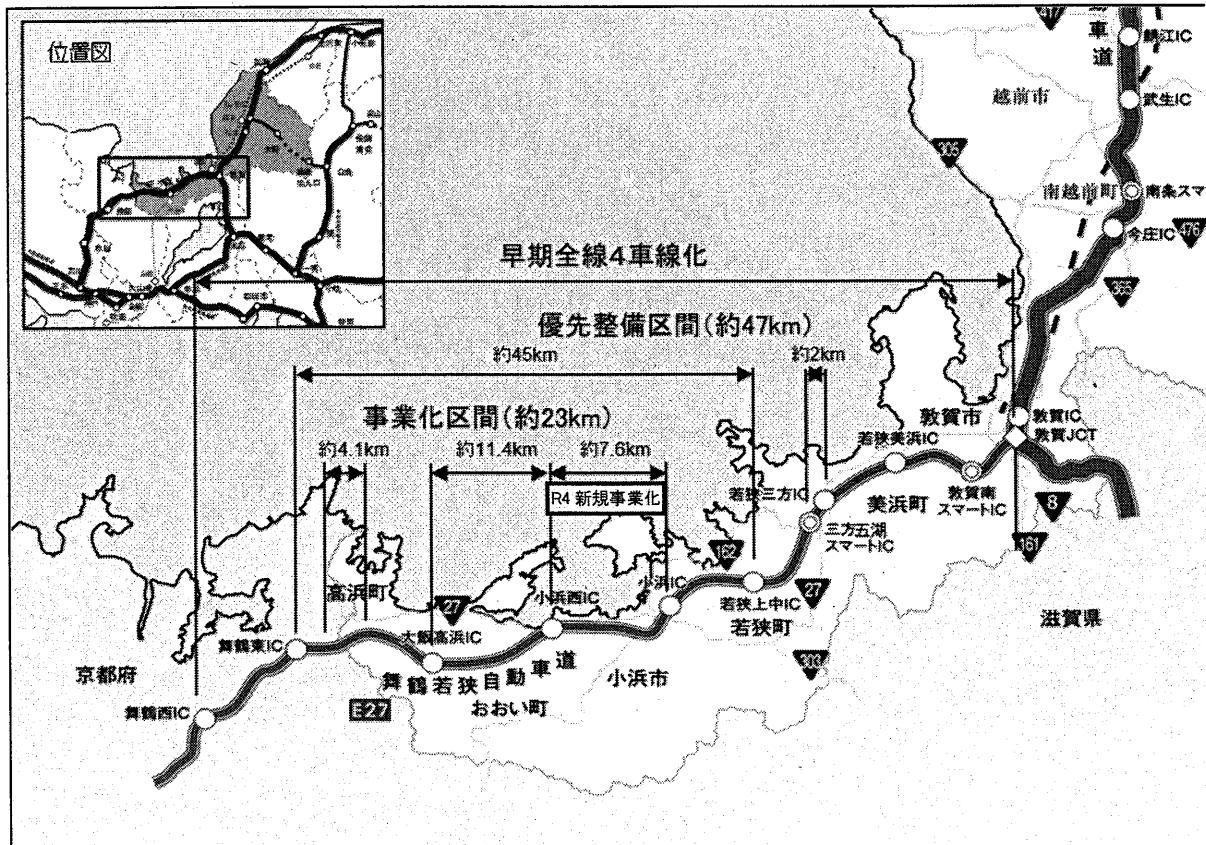
防災・減災対策ならびに代替性確保の観点から事業化された舞鶴東～小浜間（約23km）の4車線化等の工事に早期着手すること。

また、4車線化の優先整備区間として選定された区間（舞鶴東～若狭上中間、三方五湖スマートIC～若狭三方間）について早期に事業化し、10年程度で完成を図るため、財政投融資の活用等の予算措置を行うこと。

さらに、残る区間（若狭上中～三方五湖スマートIC間、若狭三方～敦賀間）においても、事故防止等の観点から早期に4車線化を図ること。

あわせて、大型車による物流の需要増加に対応するため、大型車向けの駐車場を増設すること。

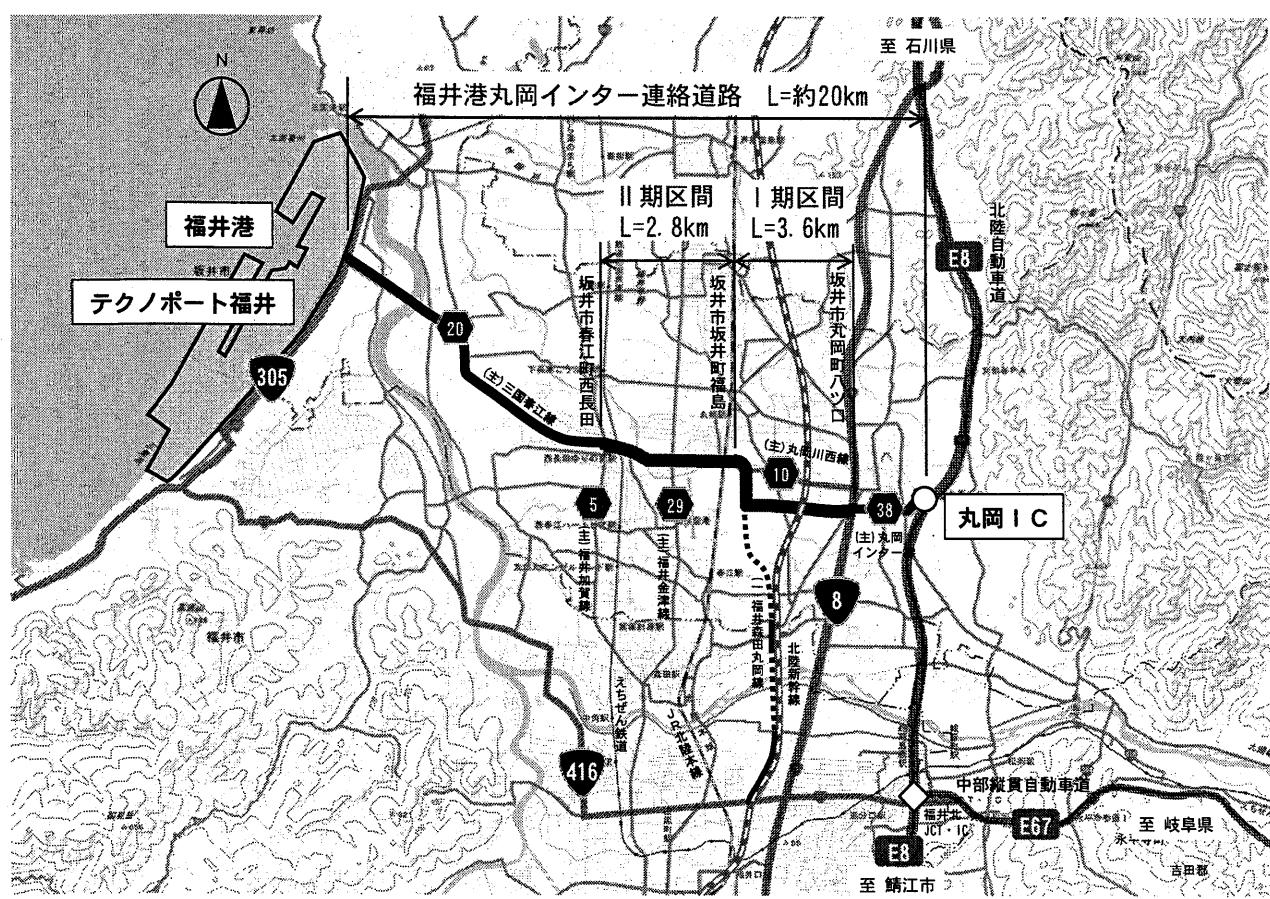
○舞鶴若狭自動車道の整備状況



3 福井港丸岡インター連絡道路の整備推進

福井港丸岡インター連絡道路は、中部縦貫自動車道と一体となり、新たな東西の物流軸として日本海側の福井港と中京圏を結ぶ道路であるため、事業中のⅠ期区間（福島・八ツ口間（3.6 km））およびⅡ期区間（西長田・福島間（2.8 km））が早期に開通できるよう、補正予算を含め必要な予算措置を行うこと。

○福井港丸岡インター連絡道路の整備状況



最重点事項 3

4 国道8号の整備推進

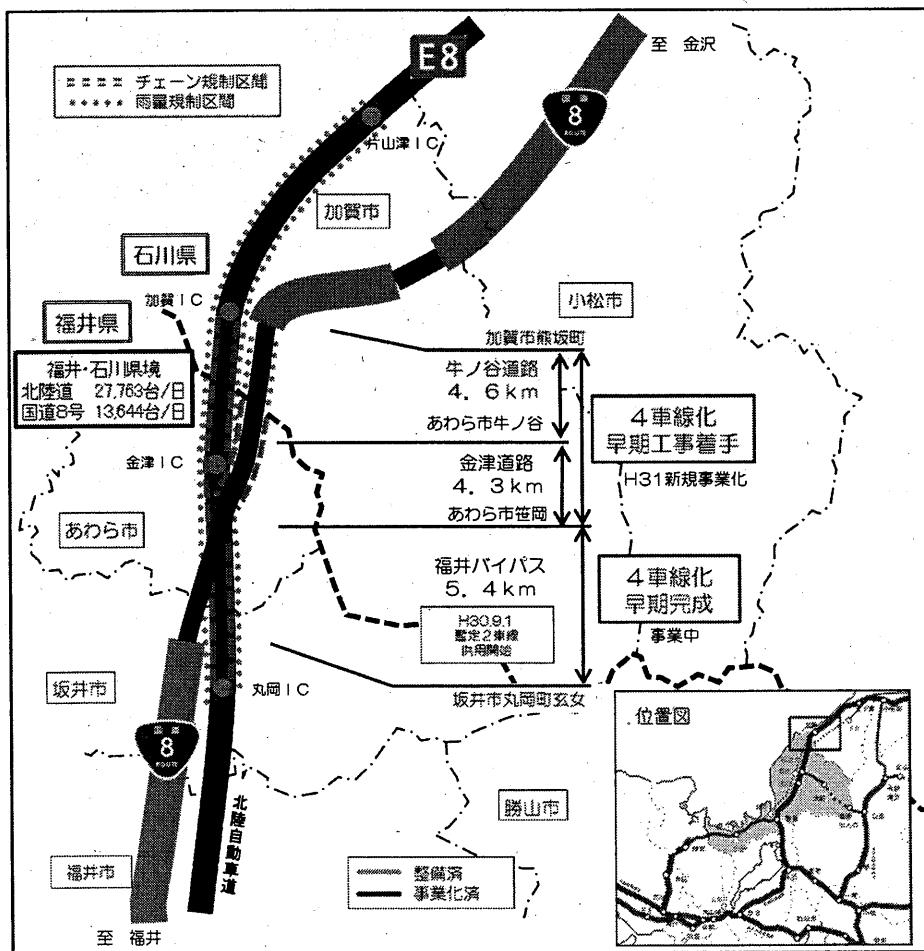
国道8号は関西・中京から北陸、東北を結ぶ日本海側の国土軸で、物流において大きな役割を果たすとともに、国土強靭化の面で重要な路線である。また、令和3年1月の大雪では、大規模な交通障害が発生し社会経済への大きな影響が生じるなど、平常時に加え災害時における機能の強化を進めることが急務であるため、以下の区間の早期整備に最大限努めること。

(1) 石川・福井県境部の整備推進

石川県加賀市熊坂町～あわら市 笹岡間（8.9 km）の牛ノ谷道路、金津道路について、早期に4車線化工事に着手すること。

事業中である福井バイパスのうち、暫定2車線区間で残るあわら市 笹岡～坂井市丸岡町玄女間（5.4 km）の完成時期を公表し、早期に4車線で完成すること。

○国道8号 石川・福井県境区間の整備状況



(2) 南越前町～敦賀市間の早期整備

昨年度工事着手した敦賀市拳野～田結間（3.8 km）の敦賀防災について、早期完成に向け事業進捗が図られるよう、必要な予算措置を講じること。

越前市春日野町～南越前町大良間（7.4 km）の8号防災について、必要な予算措置を講じるとともに、残る南越前町大谷地区の区間（1.6 km）を早期に完成すること。

通行止めや事故が多発する南越前町大谷～敦賀市拳野間（10.5 km）については、速やかに防災課題解消に向けた対策の検討を行い、順次事業化すること。

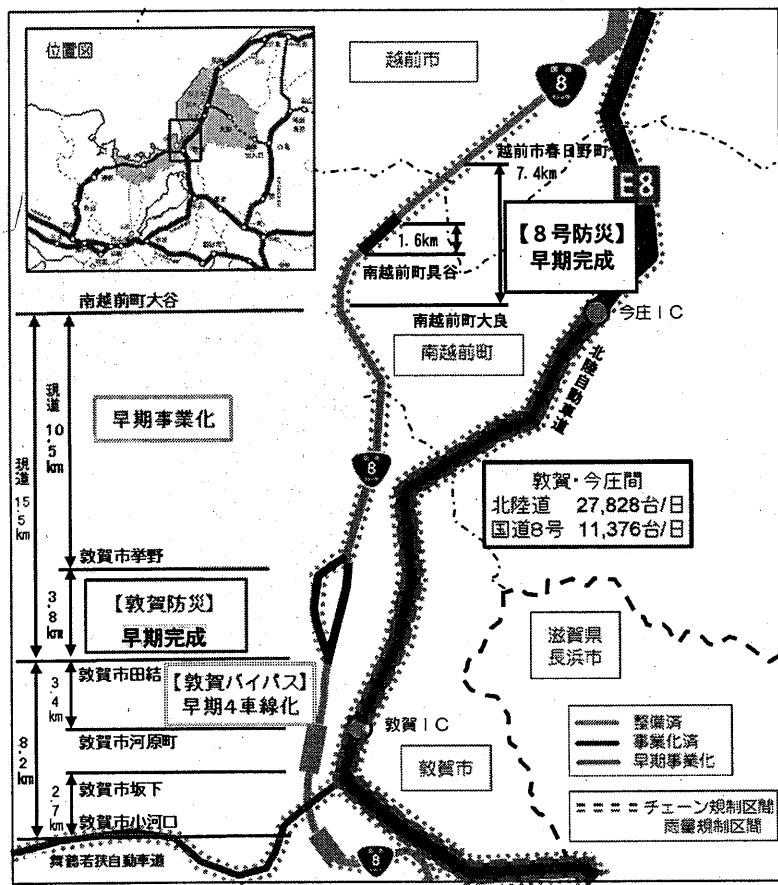
現道の防災上危険な個所についても早急に対策を実施すること。

(3) 敦賀バイパスの整備推進

敦賀市田結～小河口間（8.2 km）の敦賀バイパスについて、早期に全線4車線化すること。

最重要事項 3

○国道8号 南越前町～敦賀市区間の整備状況



【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課】

敦賀港の機能強化による強靭な海上物流体制の確保

【国土交通省】

敦賀港は、北海道から九州までの日本全域を背後圏とし、日本海側の港湾で唯一、コンテナ、フェリー、RORO船の航路が就航するユニットロードの拠点である。また、4車線化が進む舞鶴若狭自動車道等の複数の高速交通体系で太平洋側と直結するとともに、関西・中京圏から最も近い日本海側港湾であることから、太平洋側港湾被災時の代替港としての機能を有する。

このような敦賀港において、さらに港湾機能を強化するため、以下の対策を講じるとともに、必要な港湾予算を確保すること。

1 鞠山南地区ユニットロードターミナルの整備推進

日本海側最大のユニットロードの拠点である敦賀港において、コンテナ、RORO貨物の集約による荷役の効率化、モーダルシフトの促進、今年1月に発生率が引き上げられた南海トラフ地震等における太平洋側港湾のバックアップ機能の強化を図るため、鞠山南地区において新たに岸壁220m延伸の事業化を図ること。

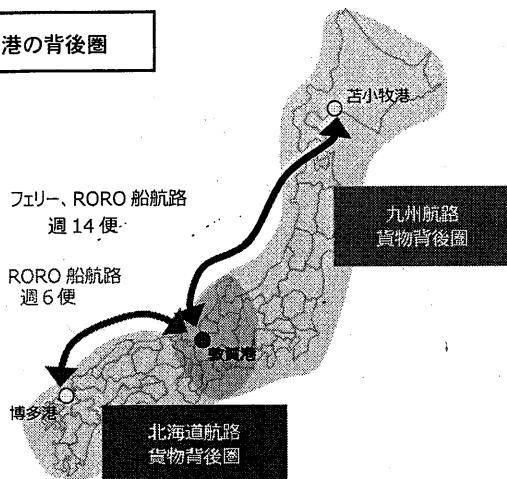
2 新技術の活用による港湾機能の高度化の推進

国の中長期政策（PORT 2030）に位置づけられている次世代高規格ユニットロードターミナルを敦賀港において実現できるよう支援するとともに、情報管理システムなどの整備について新たな補助事業を創設すること。

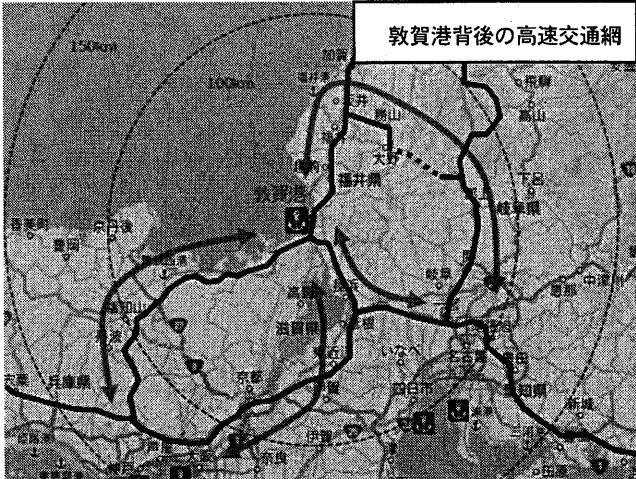
【担当部署：土木部 港湾空港課】

最重点事項 4

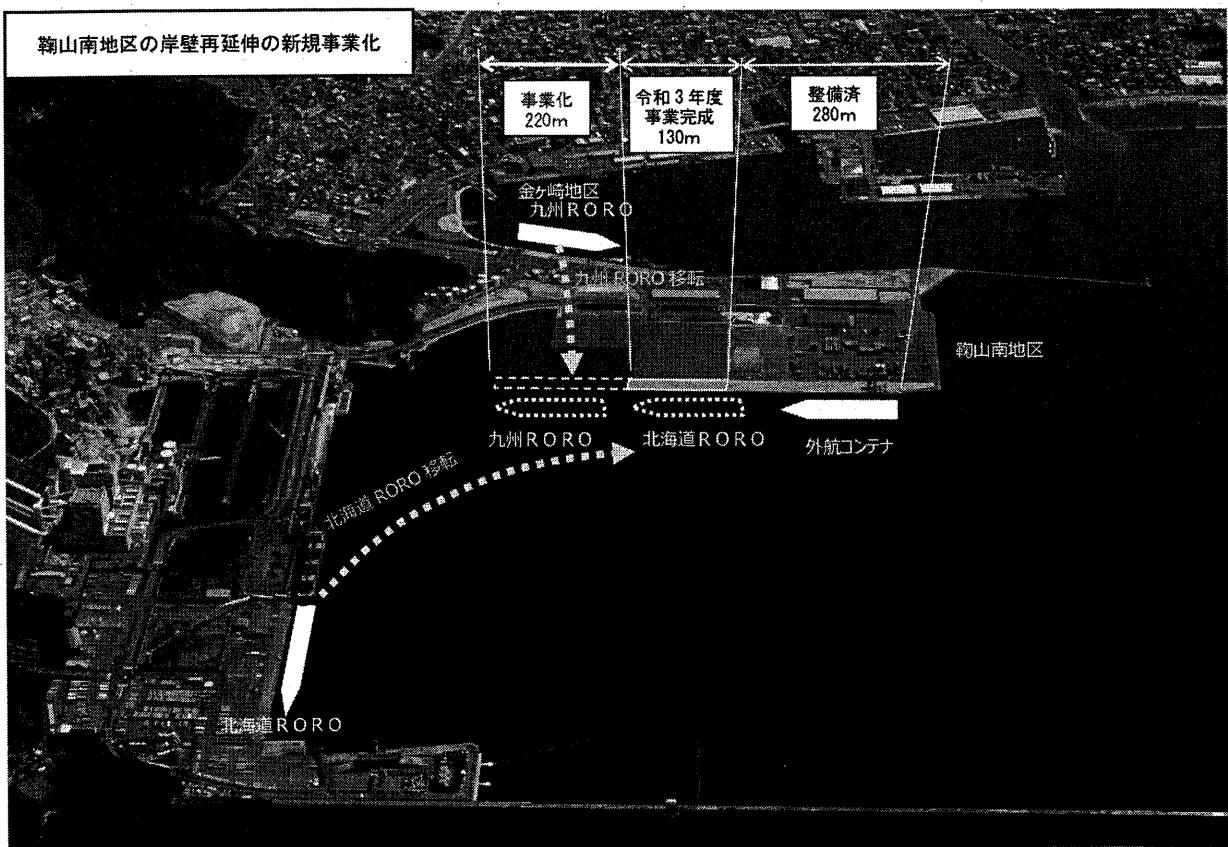
敦賀港の背後圏



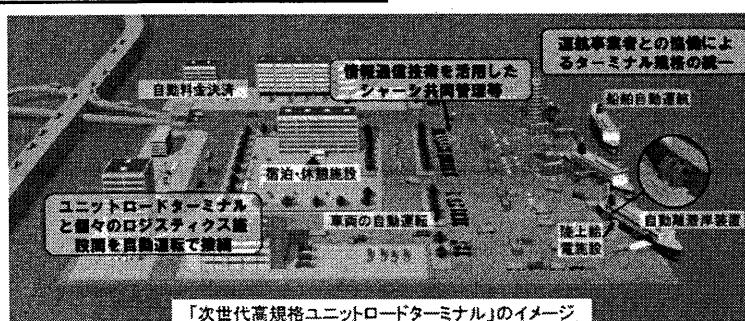
敦賀港背後の高速交通網



鞠山南地区の岸壁再延伸の新規事業化



次世代高規格ユニットロードターミナルイメージ



「次世代高規格ユニットロードターミナル」のイメージ

最重点事項5

エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

【文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会】

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項である。

国は、昨年改定した「エネルギー基本計画」において、2050年カーボンニュートラルを実現するため、原子力について必要な規模を持続的に活用するとしたが、その規模と確保に向けた道筋等は明らかになっていない。

また、県民の安全・安心を最優先することが重要であり、国は十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策を進める必要があるため、以下の対策を講じること。

1 原子力・エネルギー政策の実行

(1) 原子力政策の明確化と着実な実行

将来の原子力の必要な規模とその確保に向けた道筋をはじめ、核燃料サイクルなど原子力の様々な課題について、次のエネルギー基本計画改定まで待つことなく検討を加速し、原子力の将来像を明確にして、責任ある政策を着実に実行すること。

(2) 原子力発電に対する国民理解の促進

国が前面に立って、原子力発電の重要性・必要性について、立地地域はもとより電力消費地において説明・説得を尽くすこと。また、理解活動の効果検証等を通じて、広報手法の工夫・改善を行い、国民に対し丁寧に分かりやすく説明し、理解を得ること。

さらに、立地自治体の広報事業についても拡充して行えるよう必要な予算額を確保すること。

(3) 関西電力の業務改善への対応

金品受領問題にかかる業務改善計画を実行する関西電力に対して、電気事業法に基づき厳しく指導・監督し、改善の内容について、国が責任を持って国民に説明すること。

(4) 使用済燃料の中間貯蔵施設への主体的な対応

使用済燃料の中間貯蔵施設の県外立地について、2023年末までの計画地点確定に向け、エネルギー基本計画に基づき、政策当事者として国が主体となって関係者の理解確保等の取組みを着実に進めること。

(5) 使用済MOX燃料の処理・処分への対応

使用済MOX燃料の処理・処分について、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を明らかにすること。

(6) 「もんじゅ」、「ふげん」の廃止措置への対応

① 「もんじゅ」の廃止措置については、事業者任せにせず国が工程管理を行うとともに、指導・監督を強化し安全確保に万全を期すこと。

また、燃料取出し等の廃止措置作業が安全・着実に実施されるよう、継続的に安全体制を強化すること。

使用済燃料およびナトリウムの県外搬出については、国が示した搬出期限までに実行できるよう、政府一体となって取り組むこと。

②「ふげん」については、廃止措置が着実に進むよう、使用済燃料の海外搬出に向けて計画を進捗管理するなど指導・監督を強化すること。

(7) 原子力発電所の着実な廃止措置への対応

廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分などの課題について、事業者任せにせず、国が責任をもって更地化までの長期に亘る廃止措置を着実に進めていくこと。

(8) エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実するとともに、県内のエネルギー教育施設の活用を支援すること。

2 実効性ある安全規制の実施

- ①原子力規制委員会は、新規制基準に基づき、科学的・技術的観点から原子力発電所の安全を遅滞なく効率的に確認し、安全の確保を図ること。
- ②原子力発電所の長期運転や基準地震動等に関する安全審査について、県民・国民に対し、正確でより分かりやすい説明を行い、理解確保に努めること。
- ③現場を重視した実効性のある安全対策を進めるとともに、万が一の際の事故制圧・防災体制を一層強化するため、現地の規制事務所の人員体制を充実強化すること。
- ④新検査制度について、第三者の意見等を踏まえた運用改善や検査結果の透明性確保に努めること。

最重点事項 5

- ⑤原子力規制委員会は、立地自治体の求めに応じて意見交換を行い、地元の声に耳を傾けるよう、意思疎通を図ること。
- ⑥活断層の評価等については、国が事業者に対して根拠を示した上で、解決すべき課題を明らかにし、公平・公正な科学的議論を尽くすこと。

3 LNG・水素インフラ整備の実現

エネルギー供給網の強靭化の観点から、日本海側と太平洋側を結ぶ広域ガスパイプラインの整備構想を国が早期に策定すること。また、構想の策定に当たっては、この広域ガスパイプラインが敦賀港を活用した水素サプライチェーンの構築に資するものとすること。

【担当部署：地域戦略部 電源地域振興課 / 安全環境部 原子力安全対策課】

○原子力に関する福井県の現状

○再稼働

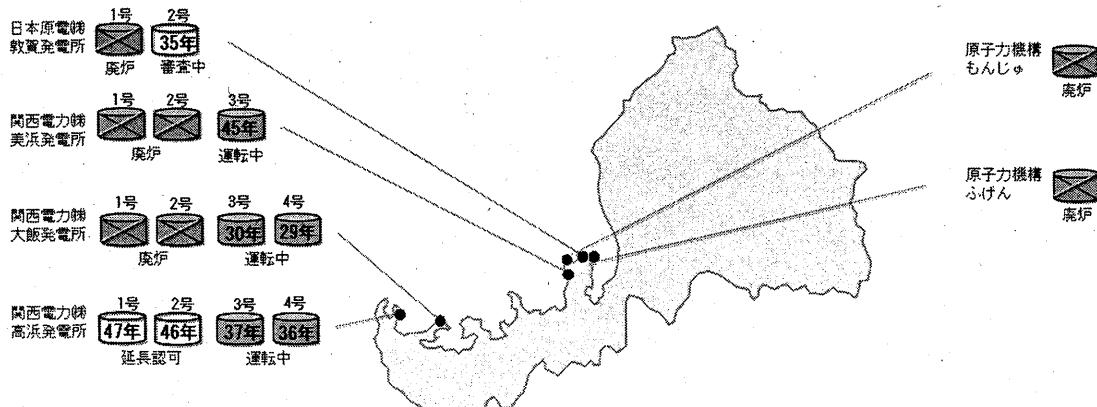
- 1) 高浜発電所
・3号機 平成29年7月に営業運転再開
・4号機 平成29年6月に営業運転再開
2) 大飯発電所
・3号機 平成30年4月に営業運転再開
・4号機 平成30年6月に営業運転再開
3) 美浜発電所
・3号機 令和3年7月に営業運転再開

○廃炉

- ・美浜1、2号機 平成29年4月廃止措置計画認可
- ・敦賀1号機 平成29年4月廃止措置計画認可
- ・大飯1、2号機 令和元年12月廃止措置計画認可
- ・もんじゅ 平成30年3月廃止措置計画認可
- ・ふげん 平成20年2月廃止措置計画認可

○使用済燃料の中間貯蔵施設

・関西電力は、2023年末の計画地点確定、2030年頃の操業開始を計画



原子力発電所立地地域の振興

【内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会】

人・企業・技術・資金が集まるエリアの形成に向けたプロジェクトに国が実施主体の一員として参画するとともに、多様なエネルギーを活用した地域経済の活性化やまちづくりを実現するため、以下の施策を着実に実施していくこと。

1 共創会議で示された将来像の実現に向けた取組みの推進

立地地域の持続的発展に向け、「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」において示された将来像の実現のための十分な予算措置を行い、政府一体となって、国等の取組みを着実に実施すること。

特に、原子力の研究開発については、「もんじゅ」を含む周辺地域を高速炉研究開発の中核的拠点とした政府方針（2016年12月）を具体化するため、早急に調査を実施し、その結果を踏まえて拠点化構想の検討を行うとともに、原子力発電の安全性をさらに高める観点から、SMRなど革新的な原子炉を対象とした研究開発を国が主導して進めること。

また、国等の取組みについては、進捗状況を定期的にフォローアップするとともに、社会環境の変化等を踏まえ、事業を追加するなど、必要な修正を行うこと。

2 嶺南Eコスト計画に基づく施策の推進

(1) 原子力研究・人材育成基盤の維持・発展

「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、敦賀エリアを原子力研究・人材育成拠点とするために実施する施策について、十分な予算措置を行い、着実に実施すること。

特に、中核的施設として国が新たに整備する「試験研究炉」は、わが国の原子力人材の育成の観点からも極めて重要である。京都大学の研究用原子炉（KUR）が2026年5月で運転終了する中、2026年から間をおかず、早期に整備すること。

また、設計に当たっては、研究開発や産業分野への活用拡大のため、企業ニーズの把握に努め、それに対応した実験設備や宿泊施設等の付帯施設を整備すること。

(2) 原子力リサイクルビジネスへの支援

廃止措置工事等から発生するクリアランス推定物を集中処理・再利用する原子力リサイクルビジネスは、地元企業の技術向上・人材育成、受注拡大に加え、廃止措置の円滑化、資源の有効活用による循環型社会への貢献等、国の原子力政策や環境政策を進めるうえでも重要な取組みである。

国としても、これを全国のリーディングプロジェクトとして、合理的な規制基準の検討や、実証事業の実施、初期投資への支援等、ビジネスの推進に向けた取組みを支援すること。

また、ビジネスの前提となるクリアランス物のフリーリリースの実現に向けて、国民理解の促進に取り組むこと。

(3) 原子力・エネルギー関連技術等に関する研究開発への支援

宇宙産業の拠点化や理化学研究所と連携したイオンビーム育種、エネルギー源の多様化等に関する最先端の研究開発・実用化を推進するため、十分な支援を行うこと。

3 立地地域に配慮した電源三法交付金・補助金制度の充実強化

- ①国の政策転換による廃炉の急激な進行などにより、立地地域の想定を超えた電源三法交付金の減少が続いている。地域が持続的に維持・発展できるよう、発電所の運転終了により減少した交付金の額を従前の水準まで回復させるとともに、この水準を維持した上で適用期間を完全撤去まで延長すること。
- ②「もんじゅ」廃止措置による地元への影響を緩和するため、特例適用により交付限度額が拡充されている電源立地地域対策交付金（自立発展枠）について、令和5年度以降も現在の交付水準を維持すること。
- ③再生可能エネルギーや水素エネルギーを導入したスマートエリアの形成など、多様なエネルギーを活用した地域振興を支援するエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の予算額を十分確保すること。

4 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の充実強化

特別措置法に基づく「振興計画」に掲げる事業については、達成に向け所要の措置を講ずるとともに、対象事業の拡充や補助率の更なる嵩上げ、不均一課税の対象業種の拡大など、制度の充実強化を図ること。

5 法人事業税に係る収入金額課税の堅持

電気供給業に係る法人事業税については、電気供給業が原発立地地域から多大な行政サービスを受益していることから、現行以上の見直しを行うことなく、収入金額課税を堅持すること。

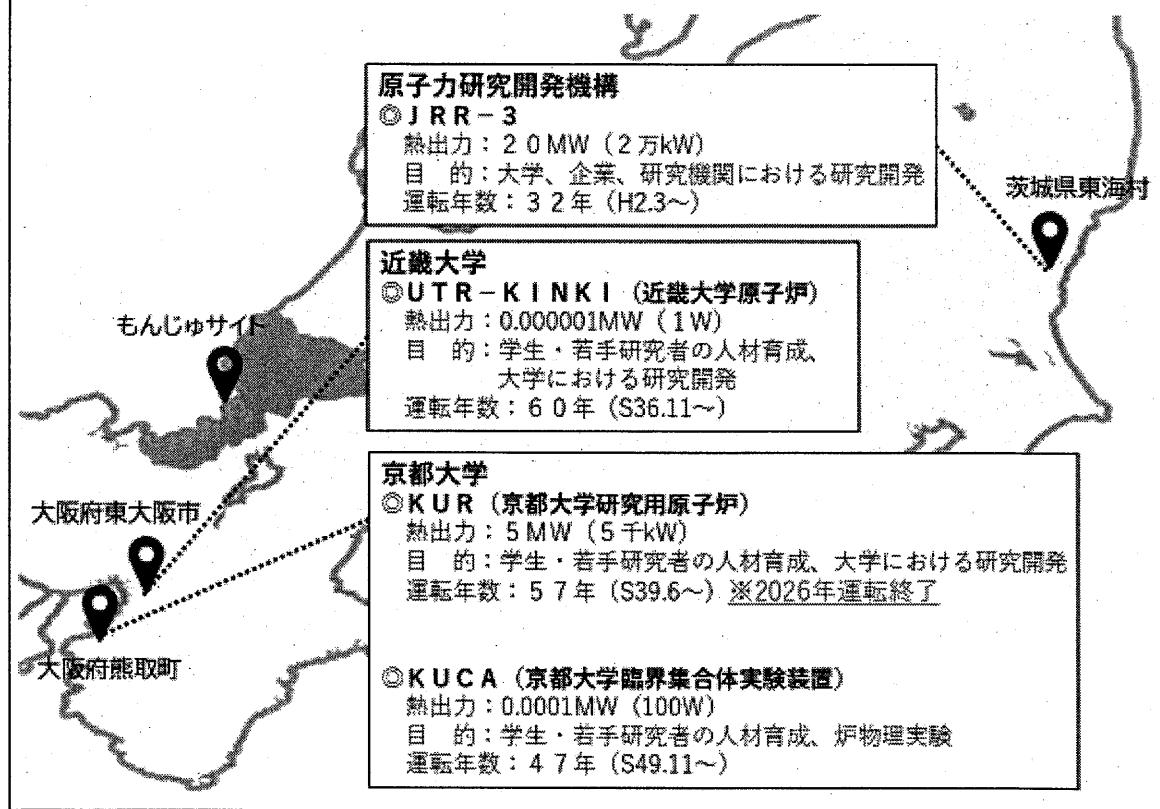
また、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献しているため、ガス供給業についても同様に、現行以上の見直しを行わないこと。

【担当部署： 総務部 税務課 / 地域戦略部 電源地域振興課】

最重点事項 6

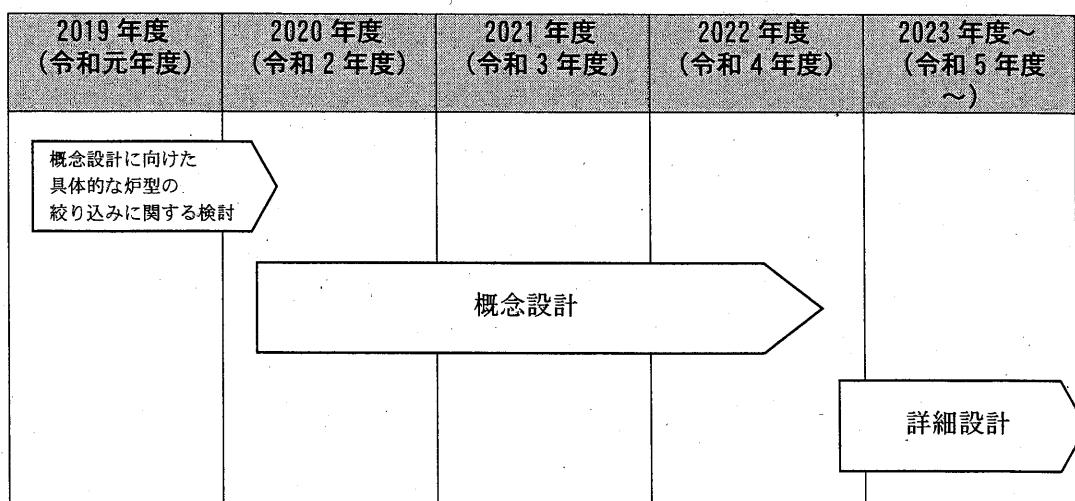
○試験研究炉

【国内の主な試験研究炉】



※国内で運転中または運転継続予定の試験研究炉 8 基のうち、5 基が運転開始から 40 年以上経過

- ・「もんじゅ」サイトを活用した新たな試験研究炉に係る国 の整備スケジュール



原子力発電所周辺地域の防災体制の強化

【内閣府、財務省、国土交通省、防衛省、原子力規制委員会】

立地地域住民の安全・安心を確保するため、原子力発電所周辺の防災対策を一層充実強化する必要があることから、以下の対策を講じること。

1 原子力防災対策の充実

(1) 広域避難体制の整備

- ①広域避難計画（「緊急時対応」）について、敦賀地域においても、国が主体的に実効性ある計画を策定すること。策定された広域避難計画については、訓練や専門的知見を踏まえ改善を図るとともに、県民への広報・周知を行い、原子力防災対策に係る理解促進を図ること。
- ②屋内退避の重要性や木造住宅を含む一般住宅での屋内退避の効果について、科学的根拠に基づき、県民に対して、分かりやすく説明すること。
- ③バスや福祉車両の輸送手段、スクリーニング・除染体制、降雪時における避難経路の確保など、避難行動要支援者を含む住民が迅速かつ安全に避難できる体制を整備すること。
- ④住民状況の一元管理や住民への迅速な情報提供が可能となる「住民避難支援・円滑化システム」を早期に整備し、各県に展開すること。
- ⑤国が策定した感染症流行下での防護措置ガイドラインについて、感染症に係る専門的知見等を踏まえた見直しを行うこと。原子力災害発生時における感染症対策に係る財政支援の充実を図ること。

⑥原子力災害において、避難行動要支援者が迅速かつ安全に30キロ圏外に避難できるよう、要支援者の状況調査実施に係る人件費の助成など、市町による個別避難計画の早期策定に向けた財政支援を図ること。

(2) 予測的手法の活用

避難ルートや避難先の選定などには、参考情報として放射性物質の拡散を予測する情報が重要と考えられるため、国の分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

(3) 原子力災害時における事故制圧体制と避難支援体制の強化

①重大事故が起こった場合に備え、指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、国や実動機関、原子力事業者が、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

②原子力緊急事態支援センターに対して、実践的訓練を実施させるなど、国が継続的な検証を指導するとともに、原子力災害対応資機材の技術開発を支援すること。

また、原子力災害に対応できるレスキュー人材の養成等を行う機関の国際的なニーズを検討すること。

③自然災害等により集落が孤立した場合に、大量輸送による迅速な避難を行うため、大型ヘリコプターや大型船舶の活用など、実動機関が一体となった避難支援体制を強化すること。

(4) 原子力災害医療体制の整備への支援

原子力災害医療体制に係る資機材の備蓄や施設整備等について、財政措置も含めた支援を強化すること。

特に、原子力災害拠点病院の施設・設備の更新や運用保守費用についても十分な財政支援を行うとともに、中長期的な視点で原子力災害医療に係る人材育成に取り組むこと。

(5) 安定ヨウ素剤の配布・服用体制の充実・発信

- ① 安定ヨウ素剤の事前配布を進めるため、医療用医薬品としての位置付けを見直し、対象者個人への直接送付を認めるなど、住民や自治体のさらなる負担軽減の方法を示すこと。
- ② U P Z における安定ヨウ素剤の事前配布への対応が各道府県で大きく異なることから、原子力防災対策としての科学的知見を踏まえ、国が安定ヨウ素剤配布の方向性を示すこと。また、配布対象者の範囲など配布・服用体制のあり方について、原子力災害対策指針等に反映させること。

(6) スクリーニング・除染体制の充実

スクリーニング・除染に必要な資機材の関係道府県間における広域共用について、どの地域で災害が起きても必要な数量の資機材を確実に相互融通・確保できるよう運送事業者との調整など国が統括的な対応を行うこと。

併せて、資機材の保管場所からスクリーニング会場への搬送・展開方法や契約条件等について、国が基本的な考え方を示すなど道府県に対する十分な支援を行うこと。

スクリーニング・除染の実施にあたっては、多くの要員の確保が必要となることから、電力事業者に加え、国や自衛隊等による支援体制を整備すること。

(7) 緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の構築

令和4年4月改正の原子力災害対策指針では、自治体が避難住民への甲状腺被ばく線量モニタリングを実施することが示された。自治体が実施体制の検討を進めるために必要となる具体的な対象者数、確保すべき要員数や資機材の目安に加え、測定結果の管理方法や住民への伝達方法などの具体的な方針を国が早期に示すこと。

また、実効性のある運用体制となるよう被災道府県のみでは対応が難しい広域避難時の測定体制の構築や平素からの人材育成確保などについても調整すること。

【担当部署：地域戦略部 電源地域振興課／安全環境部 危機対策・防災課／
健康福祉部 地域医療課】

最重点事項 8

原子力施設へのテロに係る対処能力の強化

【内閣府（警察庁）】

欧米諸国を始め世界各地において、テロが相次いで発生しているほか、朝鮮半島情勢については、依然として先行きが不透明であり、我が国の安全に対する重大な脅威となっている。

このような情勢に対応し、原子力施設のテロ対策を強化するため、下記の対策を講じること。

1 緊急展開力の強化

緊急時の部隊投入に要する時間を大幅に短縮するための待機寮等を原子力施設警備隊敷地内に整備すること。

2 原子力施設警備隊の体制強化

原子力施設の警戒警備の徹底のため、原子力施設警備隊の体制を強化すること。

【担当部署：警察本部 警備課】

原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置

【内閣官房、内閣府、総務省、防衛省、原子力規制委員会】

令和4年3月にロシア軍がウクライナのザポリージャ原子力発電所を武力攻撃した。

また、北朝鮮はミサイル発射を繰り返しており、差し迫った脅威として現に存在している。

福井県には全国最多の15基の原子力発電所が立地しており、県民はこうした事態に大きな不安を抱いている。

国は武力攻撃に対する原子力発電所の安全確保と地域住民の避難等について、国家安全保障と立地地域の安全・安心の観点から、以下の対策を講じること。

1 武力攻撃に対する防衛

原子力発電所が武力攻撃された事実に鑑み、いかなる事態にも迅速に対応できるよう自衛隊による迎撃態勢に万全を期すこと。

2 嶺南地域への自衛隊の配備

大規模災害やテロ行為への対策の充実はもとより、原子力発電所が武力攻撃の対象とされる万が一の事態など有事の際に迅速な事態対処を行うため、本県嶺南地域への自衛隊部隊の配備を早急に実現すること。

3 国民保護法等の関係法令の検証

武力攻撃に対する原子力発電所の防御、原子力安全対策および防災対策に係る関係法令等の内容を検証し、その結果および対応方針を県民・国民に明らかにすること。

最重点事項 9

4 武力攻撃時の避難等の防護措置

国民保護法令に基づく原子力発電所に対する武力攻撃時の避難等の防護措置について、事態の進展に応じた住民避難の具体的な対応を示すこと。

【担当部署： 地域戦略部 未来戦略課、市町協働課
/ 安全環境部 危機対策・防災課】

人口減少対策と地方への新たな人の流れの創出

【内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、少子化が加速している。また、都市部の人口集中のリスクが顕在化し、将来の首都直下地震や南海トラフ地震も危惧される。

我が国の持続的な成長と国民の安全確保のため、国を挙げて、結婚・出産の希望を叶え、子育てしやすい社会を実現すること。また、出生率の高い地方に人を戻すため、人や大学の地方分散を早急に進めること。

1 地方の子育て環境のさらなる充実

(1) 少子化対策の拡充

こども家庭庁創設を機に、少子化に歯止めをかける対策予算のさらなる拡充と、地方の子育てを支援する機能を強化すること。

(2) 結婚・出産・子育てに温かい社会づくりの形成

子育て環境の優れた地方において子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」について、確実に予算を確保するとともに、複数年にわたる同一事業やハード整備事業を補助対象に加えるなど、柔軟で弾力的な運用を図ること。

(3) 子育て家庭の経済的負担軽減

すべての子育て世帯が社会に見守られ応援されていると強く実感できるよう、児童手当の拡充や本県が実施している第2子以降の0～2歳児の保育料無償化などの経済的負担軽減につながる対策を講じること。

(4) 幼児教育の共通化

就学前のすべての子どもが共通の教育・保育を受けることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育内容の共通化や支援の一元化により格差解消を図ること。

(5) 放課後の子どもの居場所確保

すべての子どもが、健やかに安全に過ごせるように、こども家庭庁の下で、放課後子ども教室、放課後児童クラブの制度を一元化し、開設日数の弾力化および規模の大小に関わらない、充実した財政支援を講じること。

2 若者が地方で学べる機会の創出

(1) 地域間の大学定員の偏在是正

平成30年度から10年間、東京23区内の大学等の定員の増加を認めない措置がなされたが、都市と地方の大学定員の格差は依然として大きい。就学世代の人口が減少する中、今後も大都市圏への学生の集中が懸念されるため、大都市圏の大学定員を削減し、地方大学の定員拡大を促進すること。

地方国立大学については、令和4年度から、国の審査を踏まえ定員増が特例的に認められているが、地方創生に資する魅力ある地方大学の実現のため、当分の間、制度の継続を図ること。

また、地方公立・私立大学については、入学定員を充足している大学が定員拡大を柔軟に実施できるよう制度を見直すこと。

(2) 地方大学の安定的な運営支援

地方大学が地域の「知」の拠点として安定的な運営を確保できるよう、国立大学運営費交付金や公立大学にかかる地方交付税措置、私立大学への助成拡充など基盤的な財政支援の充実を図ること。

3 都市から地方への人の流れの拡大

(1) 移住支援金の拡充

移住支援金について、23区を中心とした東京都からの移住者が近郊県にとどまらず、子育てのしやすい地方へ移住するよう、東京圏の周辺県以外の地域への移住への加算など、制度の拡充を図ること。

また、東京圏においてフリーランス等で働く者が地方移住した場合も、移住支援金の対象となるよう要件を緩和すること。

さらに、東京圏に限定した移住支援金制度を、大阪圏、名古屋圏にも拡大し、地方への人の分散を促進すること。

(2) スキルアップ移住への支援金制度

地方において職業訓練等を受けた後、地方企業等に就業した場合においても支援金が支給されるよう、「スキルアップ移住支援金」の創設や移住支援金の申請に猶予期間を設けるなど柔軟な対応を可能とすること。

(3) 関係人口の創出

地域の課題解決や活力向上につながる関係人口の創出を図るために、ワーケーションや地方兼業など、都市と地域との交流機会を拡大する取組みに対し、財政措置を行うこと。

(4) 地域プロジェクトマネージャー制度の拡充

地域おこし協力隊や多様な関係者間を橋渡しする「地域プロジェクトマネージャー」を設置するにあたり、現在、市町のみを対象としている特別交付税措置を県も対象とすること。

(5) ビッグデータ活用による行政サービスの向上

住民基本台帳に基づく人口移動データについて、秘匿処理したうえで個人の移動経歴をビッグデータとして公表するなど、地方自治体が行う人口移動の要因分析や移住定住施策の企画立案などに活用できる仕組みづくりを行うこと。

4 自由度の高い地方創生交付金の確保

地方創生交付金については、新たな事業に活用しやすくするよう総額を拡大するとともに、地方がより主体的に取り組めるよう、さらに自由度を高め、弾力的な運用を図ること。

5 地方創生にふさわしい選挙制度改革

国の選挙制度については、人口減少に直面している地方の声や実情が国政にしっかりと反映されるよう、人口比例に過度に依拠しない制度の構築を検討すること。

参議院の選挙制度については、人口の多寡にかかわらず、都道府県単位による代表が国政に参加できるよう、早期に合区を解消すること。

【担当部署：総務部 財政課、大学私学課 / 地域戦略部 未来戦略課、県民活躍課
/ 交流文化部 定住交流課 / 健康福祉部 こども未来課、児童家庭課】

成長フロンティアである地方への投資拡充

【内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省】

わが国が力強い経済成長を遂げ「新しい資本主義」を実現していくにあたり、地域が直面する様々な課題をデジタル技術の活用によって解決し、「デジタル田園都市国家構想」による地方活性化を推進していくため、誰もが身近な場所でデジタル技術を活用できる環境を速やかに整備すること。

また、地方において高い付加価値を生み出す企業を創出する体制を構築すること。

1 「デジタル田園都市国家構想」による地方活性化

(1) DXによる地域課題の解決

デジタル技術を活用し、地域課題の解決や魅力向上をより一層推進するため、「デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ、地方創生テレワークタイプ）」を継続的に充実・確保し、地方の自主的な取組みを支援すること。

あわせて、「デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）」において、近い将来の実装を見据えた社会実証の経費も対象にするなど、地方の実情に応じた柔軟な支援制度へと拡充すること。

(2) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化

令和7年度末までに全ての地方公共団体において20基幹業務システムの標準化およびガバメントクラウドへの移行を実現するとされていることから、地方公共団体が期限までにシステムの移行を確実に実現できるよう、具体的な工程や地方公共団体がガバメントクラウドへ接続するための回線要件等、ガバメントクラウドの詳細を早急に示すこと。

また、多くの地方公共団体では複数の業務システムが一体となった統合パッケージを利用しており、これらを一体的にガバメントクラウドに移行できるよう、関連システムの範囲を幅広いものとすること。

(3) 行政手続の押印廃止とオンライン化の推進

住民の行政手続における利便性向上や行政手続のオンライン化を更に推進するため、厳格な本人確認のために押印が求められている手続について、押印の必要性のゼロベースでの検証・見直しや、公的個人認証サービス等を用いた本人確認によるオンライン申請を可能とするよう法令を見直すこと。

(4) マイナンバーカードの普及・活用の推進

マイナンバーカードの普及のため、運転免許証との一体化を早期に実現するとともに、セキュリティ対策等について国民に分かりやすく説明を行うなど、マイナンバー制度への理解とカード取得の促進につながるよう、取組みを強化すること。

(5) マイナンバー制度等における情報連携の拡大

国は、昨年策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、本人の状況に合った行政サービスを享受できるようになる等の国民視点に立って、住民基本台帳を含むマイナンバーの利用や情報連携の範囲を広げることについて検討することとしているが、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現、行政の効率化に向け、地方公共団体や民間の意見を丁寧に聞きながら、制度面の見直しおよびシステム等の整備を着実に進めること。

(6) 携帯電話不感エリアの早期解消

- ①北陸新幹線敦賀開業に向けて建設が進む「新北陸トンネル」、「中部縦貫自動車道」など、鉄道や主要道路におけるトンネルについて電波遮へい対策を確実に進めること。
- ②居住地域においては携帯電話のエリア化が進んでいるが、依然としてエリア外人口が残っていることから、不感を発生させないよう携帯電話事業者へ整備を促すこと。
- ③地方の観光地など、条件不利地域における高速な携帯電話回線ネットワークの整備を促進するため、現状の支援制度に加え、国の補助率を上積みするなどの財政支援を拡大すること。

(7) 地方におけるデジタル人材確保に向けた賃金格差の是正

企業のDXを推進するために必要なデジタル人材は、都市部に偏在していることから、積極的な賃上げに取組みデジタル人材を雇用する地方企業に対する補助制度を創設するなど、都市部との賃金格差を是正する措置を講じ、地方において優秀な人材を獲得できる仕組みを構築すること。

(8) 医療における全国共通のネットワークシステム構築

医師不足の地域においても専門医による遠隔診断が受けられるよう、患者のカメラ映像や検査データ等の診療情報等を共有できる全国共通のネットワークシステムを構築すること。

2 魅力的な地方企業の創出・成長や高付加価値化の実現

(1) 産業団地整備への支援

生産拠点等の国内回帰および地方分散を図る観点から、半導体や次世代電池等の新たな成長産業の立地のために地方自治体が実施する大規模な産業団地整備に向けて、自治体への財政措置などの総合的な支援策を講じること。

(2) 地域未来投資促進税制の期間延長等

企業の更なる高付加価値化のための設備投資を促すため、地域未来投資促進税制および減収補てん制度の令和4年度末までの適用期限を延長するとともに、税額控除の拡充など、より手厚い優遇措置を講ずること。

また、減収補てん制度の対象自治体の要件を緩和し、対象市町を拡げること。

(3) 企業の地方移転促進制度の強化

企業の地方移転を促進する手法として、税収中立を念頭に置きつつ、国の法人税率を引き上げた上で、地方にのみ税額控除を行うことなどにより、実質的に東京と地方の法人税に差を設けること。

(4) 産業技術総合研究所「北陸拠点」の機能強化

産業技術総合研究所が本県に整備している「北陸デジタルものづくりセンター（仮称）」は、北陸エリア全体のイノベーション創出を担う拠点となることが期待されていることから、全国にある他の地域センターと比べ遜色のない規模の設備・人員体制が確保できるよう、十分かつ中長期的な予算措置を講ずること。

(5) スタートアップ支援の充実

地域経済の更なる発展には、イノベーションの担い手であるスタートアップの創出・成長が重要であることから、創業初期のスタートアップ企業に対する早期の信用力獲得に向けた支援制度の充実を図ること。

(6) 全国一律の最低賃金の実現

現在の最低賃金制度については、地方の賃金が低く抑えられるだけでなく、都市と地方の格差が拡大する仕組みとなっている。そのため、東京一極集中を解消し、成長と分配の好循環を実現するため、最低賃金について、現行制度を見直し、影響を受ける地方の中小企業に対し、良好な経営のための生産性の向上や新たな需要を生み出す技術開発への支援をさらに充実したうえで、早急に全国一律の最低賃金を実現すること。

(7) 競争力のある園芸産地拡大への支援

本県では、園芸タウン（販売額1億円規模）を県内で10か所整備するなど、水稻作からの転換および新規就農者の定着を図る施策を進めている。この施策の遂行に必要な低コスト耐候性ハウスや大規模園芸施設およびJAの集出荷加工施設の整備にかかる取組に対し、十分な予算を確保すること。

(8) 林業のDX推進に向けた支援

所有と経営を分離し、主伐の推進による収益向上を図る「ふくい型林業経営モデル」の実現に必要となる森林資源量や地形を正確に把握するため、航空レーザ計測に係る予算を十分に確保すること。

(9) 食の輸出拡大に向けた支援

輸出拡大に向けてチャレンジする国内事業者を後押しするため、グローバル産地づくりに必要な調査や計画策定などのソフト事業や、HACCP等に対応した施設の改修や機器の導入などのハード事業について、十分な予算を確保すること。

あわせて、複数年度にまたがる施設・設備整備に対応可能な予算措置を講じること。

【担当部署：総務部 人事課、税務課
/ 地域戦略部 DX推進課、市町協働課 / 健康福祉部 地域医療課
/ 産業労働部 企業誘致課、産業技術課、創業・経営課、労働政策課
/ 農林水産部 流通販売課、園芸振興課、森づくり課】

脱炭素社会の早期実現

【経済産業省、国土交通省、環境省】

国が目標とする2030年の温室効果ガス46%削減(2013年度比)、2050年のカーボンニュートラルの達成に向け、地方が特性に応じて脱炭素に取り組めるよう、国が責任をもって以下の対策を講じること。

1 脱炭素社会の実現に向けた支援

- ① 再生可能エネルギーや原子力発電によるCO₂削減量が立地地域における削減効果として適切に評価される新たな指標を設け、CO₂を出さない電源の導入効果を国民に周知すること。
- ② 2050年のCO₂排出実質ゼロに向けた地方自治体の脱炭素の取組みに対する十分かつ継続的な財政措置の枠組みを構築すること。

2 風力発電の導入円滑化

- ① 風力発電について、自然環境や景観等への影響、災害の誘発が懸念されるため、十分な調査や説明を行うなど、住民の理解を得て事業を進めるよう、国が責任をもって事業者を指導すること。
- ② 「一定の準備段階に進んでいる区域」に位置付けられている本県あわら市沖の洋上風力発電について、「有望な区域」に選定するとともに、地域協議会における議論が円滑に進むよう、十分な配慮を行うこと。

3 水素エネルギーの普及・導入拡大への支援

- ①水素エネルギーの普及・導入拡大のため、燃料電池自動車の購入支援を継続的に行うとともに、水素ステーションの整備・運営への支援を強化すること。
- ②鉄道総合研究所が進めている燃料電池鉄道車両（F C V車両）の早期実用化に向けて、研究開発に対する支援を強化すること。さらに、地域全体でスマートエネルギーエリア形成を推進している嶺南地域において、燃料電池鉄道車両の実証試験を行うよう、鉄道総合研究所およびJRに働きかけること。

【担当部署：地域戦略部 地域鉄道課 / 安全環境部 環境政策課】

新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施

【内閣官房、内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省
農林水産省、国土交通省】

一昨年、国内で新型コロナウイルスの感染者が確認されて以来、新型コロナウイルス感染症は、我が国に戦後最大の危機、未曾有の国難をもたらしている。

新型コロナウイルスを根絶させることは当面難しいという前提の下、安全な医療体制を確保して、感染防止を図りながら、県民の安全な生活を取り戻し、本県経済を回復させるためのあらゆる措置を講ずること。

1 地方財政への十分な支援

(1) 感染症対策にかかる財政支援

地方創生臨時交付金について、年度を超えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、繰越要件の弾力化や基金への積立て要件など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。

また、今後の感染再拡大やアフターコロナにおける経済活動の活性化など、更なる財源措置を講じること。

(2) 地方一般財源総額の確保・充実

新型コロナウイルス感染症の影響により経済の先行きが不透明な中、感染症対策や社会保障関係費、防災・減災対策等に係る歳出の増加を踏まえ、地方交付税総額の確保・充実を含め、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

2 安心のできる医療・福祉体制の確保

(1) 地方における医療提供体制の維持・確保

①令和3年度においても医療機関を受診する患者数は新型コロナウイルス感染症流行前の水準に戻っておらず、医療機関経営は厳しい状況が続いている。

地域の医療提供体制を維持するため、診療報酬上の措置を講じるなど医療機関に対して十分な支援を行うこと。

②新型コロナウイルス感染症への対策が必要な間は、国として医療用物資の供給を維持するとともに、コロナ患者受入医療機関における病床確保に要する経費の支援など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による財政措置を継続すること。

(2) 介護サービス事業所のサービス継続支援事業に係る財源確保

新型コロナウイルス感染症の発生に対応した職員への手当や施設内消毒等に要する「かかり増し経費」については、全額、国において必要な財源を確保すること。

また、感染防止対策のための経費も支援の対象とすること。

(3) 訪問介護従事者に対する財源確保

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者に訪問介護を行った場合、介護報酬についても医療保険制度の診療報酬における加算措置と同じく、感染症対応加算制度を創設すること。

3 産業雇用安定助成金の要件緩和

業種間での労働移動の促進策として講じられている産業雇用安定助成金について、支給要件を緩和するとともに、地域の実情に応じ季節的変動による出向も対象に含めるなど、柔軟に活用できる制度設計にすること。

4 公共交通事業者への支援の充実

(1) 交通事業者への経営支援

新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減収した地域鉄道事業者や路線バス事業者などに対し、今後も住民の移動手段として安定的な事業存続を図るため、減収補填を含む経営支援制度を創設すること。

また、地方が行う経営支援などについて地方財政措置を講じること。

(2) 路線バスに係る補助金の要件緩和

新型コロナウイルス感染症の全国的な影響に鑑み、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等において、輸送量要件等の補助の要件を緩和し、利用者の減少による補助金の減額や対象外とすることがないようにすること。

5 観光・スポーツへの影響を踏まえた対策の実施

(1) 影響を受けた観光産業への支援措置

長引く新型コロナウイルスの感染拡大により、旅館・ホテルは廃業の危機に瀕していることから、固定資産税・都市計画税について令和5年度分の納税軽減・免除の措置およびそれらに伴う地方税減収への補填などの財政支援措置を講ずること。

(2) 地方への誘客促進

① G o T o トラベル事業の延長

G o T o トラベル事業については、宿泊施設や観光・物販施設、交通事業者のみならず、リネン事業者やクリーニング事業者などの下請事業者を含めた観光産業に関わる幅広い事業者にその効果が行き渡るよう、令和5年度も継続すること。

また、全国的な観光客数の落ち込みなどにより大きな損失を被っているバスやタクシー、運転代行等の交通事業者に対しては、国において利用促進につながる新たな支援制度を設けるなど、特段の措置を講ずること。

② 流行状況の分析と地方空港のPCR検査能力の増強

インバウンド需要が消失し、旅館・ホテルは経営面で苦しい状態が続いていることから、世界における新型コロナウイルスの流行について現状を分析し、世界各国との観光目的による往来について、再開する際の基準や今後の見通しに関する情報発信を早急に行うこと。また、地方の空港や港湾は大都市に比べてPCR検査等の能力が十分でないため、各施設の検査能力の増強を遅滞なく行うこと。

(3) 国際観光旅客税の減収に対する財政支援

新型コロナウイルスの影響により、令和4年度観光庁予算における国際観光旅客税財源充当額が減少したことを受け、地方における受入環境整備等の予算が10億円から2億円に削減されるなど財源不足が生じていることから、令和5年度に向けて、国際観光旅客税の落ち込みをカバーする他財源を確保すること。

(4) 地域スポーツの活性化にかかる支援

地方のスポーツチームの事業継続やアスリートの生活維持が困難となっていることから、スポーツイベント等の活動が継続的に維持・拡大されるよう、令和5年度においては「全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業」の支援対象を地方リーグへも拡大し、増額を図ること。

また、I C T技術を活用した、選手目線を疑似体験できるような新たな観戦手法の実証やP R映像配信への補助などにより、地方のスポーツチームのファン獲得を支援すること。

6 農林水産業への影響を踏まえた対策の実施

(1) 主食用米、戦略作物の需要・消費拡大に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う米の民間在庫量の増加や米価の低迷が続く中、農業者の離農に繋がらないようこれまで以上に、消費拡大の喚起と大規模な市場隔離を行うなど、主食用米の価格安定に向けた実効性のある米の需給改善策を確実に講じること。

また主食用米からの作付転換が円滑に進むよう、麦・大豆等の戦略作物の需要拡大を図ること。

（2）農林水産物に関する海外販路開拓への支援

新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限や輸送費高騰などの障害に対応し、新たな海外販路拡大へのチャレンジを推進するため、中小企業が行う商談用サンプル輸出等に対する財政的支援を行うこと。

また、生産者がそれぞれ海外まで販路開拓に赴き、渡航制限の影響を受けるデメリットを解消するため、現地のマーケットニーズ・輸出手続きに精通し、各生産者の商品をまとめて輸出することができる地域商社の育成およびそれらの地域商社が行う海外販路開拓に対し、財政的支援を行うこと。

（3）漁業収入安定対策における補てん水準の維持と予算の確保

コロナ禍により収入が減少した漁業者に対し、補てん水準を維持するため当該年度の収入を基準収入額に算入しない特例措置を講ずるとともに、「積立ぶらす」による収入安定対策に十分な予算を確保すること。

（4）販路多様化緊急対策の継続

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、在庫の滞留や価格の低下等がみられた農林水産物に係る対策として、「国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業」を継続して実施すること。

【担当部署：総務部 財政課 / 地域戦略部 地域鉄道課、交通まちづくり課
/ 交流文化部 観光誘客課、スポーツ課
/ 健康福祉部 長寿福祉課、地域医療課/ 産業労働部 労働政策課
/ 農林水産部 流通販売課、福井米戦略課、水産課】

原油価格・物価高騰等に関する対策の実施

【財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

新型コロナウイルスの影響に加え、ロシアのウクライナ侵略による原油価格・物価高騰は、県民の生活はもとより、中小企業、農業・水産業などの幅広い業種にさらなる深刻な打撃を与えていた。

厳しい状況が長期化する可能性を見据えながら、県民生活と地域産業への影響を緩和し、コロナ禍からの本県経済の回復が確かなものとなるよう、以下の対策を継続的に講じること。

1 地方財政への十分な支援

原油価格や物価の高騰の負担軽減をはじめとする地域経済の立て直しに対し、地域の実情に応じた対策を講じることができるよう、必要な財源措置を講じること。

2 中小企業への影響を踏まえた対策の実施

原油をはじめとするエネルギー価格や原材料・資材価格の高騰が、経済活動に幅広く多大な影響を及ぼしていることから、こうした影響を緩和するための強力な経済対策を行うとともに、中小企業が適切に価格転嫁できるよう必要な対策を講じること。

また、燃料・電力の消費抑制に資する取組みを促すため、省エネ設備への更新等への支援の充実を図るとともに、脱炭素社会に向けた動向も見据えて、産業分野における新エネルギーの活用を推進すること。

3 交通事業者への影響を踏まえた対策の実施

軽油や電気などのエネルギー価格高騰の長期化は、公共交通事業者の経営に多大な影響を及ぼすことから、今後も住民の移動手段として安定的な事業存続を図るため、コスト増嵩分に対する支援制度を設けるなど必要な対策を講じること。

4 農業・水産業への影響を踏まえた対策の実施

(1) 食料自給率向上のための生産基盤の強化等に係る予算確保

食料安全保障のため、地域別、ひいては国内の食料自給率を上げることが重要であることから、地産地消についての国民意識を醸成するとともに、麦類・大豆、園芸や畜産の生産基盤の強化に関連する施策の充実と十分な予算を確保すること。

(2) 施設園芸における燃油価格高騰対策

燃料価格の高騰に対する施設園芸セーフティネット構築事業において、積立水準の上限が令和4事業年度に限り発動価格の170%までに拡充されたが、令和5事業年度以降も継続するとともに、補てんに十分な予算を確保すること。

(3) 燃油価格高騰の長期化に伴う漁業経営安定対策

燃油価格高騰の長期化に備え、漁業経営セーフティネット構築事業において今後も補てん金の交付が確実に行われるよう、十分な予算を確保すること。

(4) 肥料価格高騰対策の拡充

肥料価格において、中国やロシアからの肥料原料輸入量減少等の影響を受けて高騰が続き、農業経営上の大きな負担となっている。

農業経営安定化のため、農業者の肥料購入費用増加分を補てんする対策を講じること。

(5) 配合飼料価格安定制度の見直し

トウモロコシ・大豆等の主要産地での作柄悪化、中国などの急速な経済成長に伴う穀物需要の増加などにより、配合飼料の価格高騰が続き、畜産農家の経営は大きな打撃を受けている。

畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、通常補てんの発動基準を緩和するなど、配合飼料価格が高止まりした場合でも補てんが発動される制度とすること。

【担当部署：総務部 財政課 / 地域戦略部 地域鉄道課、交通まちづくり課
/ 産業労働部 産業政策課
/ 農林水産部 流通販売課、園芸振興課、中山間農業・畜産課、水産課】

重 点 事 項

(人づくり)

- 学校教育の充実・強化
- 教員の働き方改革の推進

(産業振興)

- 中小企業・新産業への支援充実
- 農林水産業の成長産業化
- 外国人が活躍できる環境の整備

(交通)

- 幹線道路ネットワークの整備推進
- 地域公共交通の利便性向上

(交流拡大)

- 北陸新幹線開業効果の最大化
- スポーツを通じた地方の活力創出
- 福井の歴史、伝統文化の発信・応援

(安全・安心)

- 誰もが安心して暮らせる医療と福祉
- 防災・減災、国土強靭化対策の加速
- 県民の安全・安心の向上
- 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

学校教育の充実・強化

【文部科学省】

本県においては、基礎的な学力・体力は身に付いているものの、全国と同様に、学年が進むにつれて地域への関心や自己肯定感が下がり、将来に明るい希望を見いだせない子どもが増える傾向にある。

こうした状況において、子どもたちが将来、夢や希望を実現し、地域の担い手として活躍していくためには、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせるだけでなく、一人一人が個性を発揮し自らの可能性に挑戦し、一人では解決が困難な課題についても、多様な人々と協働しながら乗り越えていく力を育成することが不可欠であることから、以下の措置を講じること。

1 学校教育DXの推進に関する支援の充実

(1) タブレット端末更新への支援

1人1台端末が持続的に活用されるよう、小・中学校等のほか、高等学校および特別支援学校高等部を含め、更新時の費用に係る財政支援の方針を示すこと。

(2) 学習者用ソフトウェア等への支援

小中学校におけるデジタル教科書の普及に向けた取組みを充実するとともに、高等学校においてもデジタル教科書の活用が進むよう、導入に係る財政支援を行うこと。また、各学校における授業支援アプリ等のソフトウェアの充実に向けた財政支援を行うこと。

(3) 家庭学習におけるタブレット端末活用のための通信費支援

家庭学習におけるタブレット端末の活用を促進するため、低所得世帯の児童生徒へのオンライン学習通信費の支援を充実すること。

(4) 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の、自宅におけるＩＣＴ等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとすることに関して、タブレット端末を活用した多様な取組みを「訪問等による対面指導」や「計画的な学習プログラム」などの要件として認めること。

2 学校施設整備に関する支援の充実

小中学校の再編や多様化する教育課題等に対応し、時代に即した学習環境を整備するとともに、避難所としての機能確保を含めた防災機能強化を図るため、校舎の新增築や既存施設の改修・解体、廃校施設の跡地活用、バリアフリー化等に対する支援制度を拡充し、十分な予算を確保すること。

高等学校施設についても、長寿命化対策やバリアフリー化の推進、新たな教育課題等に対応するための機能向上に対する財政支援措置の拡充を図ること。

また、国の新たな「特別支援学校設置基準」の公布に伴い、本基準に適合させるための校舎増築に対し、実勢単価との大幅な乖離がある補助単価を引き上げるなど財政支援の更なる拡充を図るとともに、施設整備に係る十分な予算を確保すること。

3 職業教育の充実

高度な技術や専門的な知識を身につけ、地域の産業を支える質の高い人材を育成するため、高校生を対象とした専門資格試験の受検費用の補助制度を創設すること。

また、高校生の進路選択の一つとして就職や進学以外にも起業等に触れる機会を充実し、新たな視点から地域産業を活性化させる人材を育成するため、起業家教育や起業家育成などに対する支援を行うこと。

4 特別支援教育の充実

通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒が増加している中、小中学校において、通級指導教員の基礎定数化が現在進行中であるが、増加する必要数に追いついていないため、基礎定数化を前倒しして、増加に対応するための財源措置を行うこと。

また、「高校通級」に関して、当県では他県と比べ実施校数が多く、指導者が各校を巡回指導する形で積極的に取り組んでいることから、地域の実情に応じた通級指導教員の加配などの財政措置を行うこと。

さらに、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しており、安全かつ安心な医療的ケアの実施体制を整えていくためにも、学校看護師等の配置に係る財政措置の一層の充実を図ること。

障がいのある幼児の早期教育を促進するため、特別支援学校幼稚部の教職員定数について、義務標準法に位置付けること。

難聴乳幼児の相談は、国的人的保証のない中でろう学校が担つており負担が増大している。多様な難聴乳幼児のより専門的な療育と保護者支援を充実していくために、外部専門家である言語聴覚士の配置などの財政措置を行うこと。

5 教育相談体制の一層の強化

(1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置への支援

児童生徒の成長を見守り、いじめや不登校だけでなく、虐待、ヤングケアラーなどにもきめ細かな生徒指導が行えるよう、専門的な知識・経験を有したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校等に確実に配置できるよう財政支援の拡充を図ること。

(2) SNS等を活用した相談体制の構築

SNS等を活用した相談窓口について、自治体が開設する場合には、予算の関係で時間帯や期間が制限されることから、国の責任において、常時相談可能な相談体制の構築を図ること。

6 外国語指導助手（ALT）等の活用促進に向けた支援

小学校英語の教科化への対応や中学校・高等学校での本物の英語コミュニケーションの充実のため、JETプログラムや民間等によるALT等の雇用および配置に対する財政支援の拡充を図ること。

7 学校再編に伴うスクールバス補助の拡充

少子化に伴い、学校の統廃合や再編が増加しているため、各学校の校区に合わせたスクールバスの運行が必須となることから、遠距離通学の補助期間の延長や補助要件の緩和等、財政支援の拡充を図ること。

8 日本語指導が必要な児童生徒への支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の増加に伴い、児童生徒の母語を話せる人材の確保、教員の日本語指導力向上のための研修、少数在籍校を含む一層の日本語指導教員の加配、日本語支援員の配置等に向けた財政措置を図ること。

また、児童生徒の多様な母語や日本語のレベルに応じた日本語指導や教科指導のための教材等の開発・配付への支援を図ること。

加えて、児童生徒の居住地において母語を話せる人材の確保が難しい場合に備え、オンライン授業や学習動画等を国の責任において作成・配信する体制を整備すること。

9 学習動画の作成・配信による「学びの保障」体制の構築

児童生徒の家庭学習の支援方策の一つとして、学習指導要領に沿った学習動画等を、国の責任において作成・配信する体制を整備すること。

「授業目的公衆送信補償金制度」について、教育委員会が主体となって教材や学習動画の作成・配信を行う場合も制度の対象とすること。

また、緊急的に学習動画を作成・配信する場合は、補償金を無償とすること。

【担当部署： 教育庁 教育政策課、高校教育課、義務教育課】

教員の働き方改革の推進

【文部科学省】

学校は、地域の行事への参加やボランティアの協力等を求められることも多く、「学校以外が担うべき業務」として単純に切り離すことは難しいのが実情である。さらに、児童生徒や保護者への個別対応等が複雑化している中、時間だけを削減することを求められることには限界がある。時間外在校等時間の上限月45時間、年360時間を実現するためにも、以下の措置を講じること。

1 教職員定数の改善・充実

児童生徒の個の特性に合った対応の強化と教職員の負担軽減を両立させるため、小学校の学級編制基準の見直しに当たっては、本県独自の少人数学級編制や教科担任制拡大が推進できるよう、教職員定数の純増を実現すること。

また、栄養教諭等においては、児童生徒数の減少による学校の統廃合や共同調理場方式への移行・大規模化が進んでいるため、現在の上限(児童生徒数6,001人以上で栄養教諭等3人配置)に上の区分を新たに設け、より多くの栄養教諭等を配置できるようにすること。

2 教育課程の再編成

学習指導要領を見直し、各教科で指導する内容を精選するとともに、複数教科で重複する指導内容を一教科に統合することで、授業時数を減らすなど思い切った教育課程の再編成を行うこと。

3 教職員業務の負担軽減と児童生徒支援の充実

学校徴収金の公会計化を促進するため、業務システムの導入費や徴収・管理を行う人材の入件費等について財政支援を行うこと。

また、教員業務支援員や部活動指導員等、外部人材を配置するための十分な支援を行うこと。

4 定年制延長導入に向けた対応

定年年齢の引き上げに伴い、経過措置期間中に隔年で退職者数が変動する状況において、教育現場の活力を維持するため、新規採用者を毎年一定数確保できるよう、基礎定数化を含め財源的措置を検討すること。

5 部活動負担の軽減

(1) 部活動改革を進めるための環境整備

部活動改革を進める上では、部活動の在り方に関するガイドラインの改定、学校体育連盟組織の在り方、部活動支援策の見直しなど、全体の方針を明確にすること。

(2) 大会の在り方の見直しの推進

大会数の削減や学校のみとなっている参加資格の地域クラブ等への拡大、大会運営への教員の関わり方など、日本中学校体育連盟をはじめとする大会主催者に対して、国がリーダーシップを発揮し、大会の在り方の見直しを働きかけること。

(3) 部活動指導にかかる支援

平日の部活動指導員を確保するため、単価の引き上げ、大会引率旅費の支給対象への追加、同一人物の任用に係る期限（5年間）の撤廃を実現すること。

6 教員の時間外手当の支給

教員が勤務時間外に行っている業務は、部活動を始め、授業の準備や事務処理など、「超勤4項目」以外であり、それが常態化している。教員のモチベーション低下や、教師を目指そうとする志願者数の減少を食い止めるため、時間外手当が支給されるよう給特法を改正すること。

7 教育現場に精通した弁護士の育成

スクールロイヤーの配置について、教育現場の実情に精通した弁護士を育成するための研修を各都道府県の弁護士会に働きかけること。

【担当部署： 教育庁 教職員課、義務教育課、保健体育課】

中小企業・新産業への支援充実

【経済産業省】

1 事業承継への支援の充実

(1) 小規模事業者向け施策の充実

地域において、経営者の高齢化や後継者問題により、特に小規模事業者の廃業が増加しているため、後継者のいない小規模事業者が第三者に株式や事業を売却した場合の譲渡益課税を軽減する措置（退職金と同様の控除）を講じること。

(2) 中小企業経営承継円滑化法の事務の簡素化および財源の措置

国から都道府県へ権限移譲された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」にかかる事務について、これまでの改正により、都道府県の事務量が増加しているため、手続きの簡素化や地方交付税措置の拡充を図ること。

2 地場産業の継承・発信への支援

(1) 後継者確保のための補助制度の充実

新型コロナウイルス感染症の影響等により厳しい経営状況が続く伝統工芸企業の雇用に係る負担を軽減し、若手人材が職人として産地に定着できるよう、奨励金を創設するなど補助制度の充実を図ること。

(2) 伝統的工芸品の世界に向けた発信

伝統工芸産業の伝統継承に向け、大阪・関西万博など国際的大会・イベントにおけるチケット、賞状、国會議員や大会関係者の名刺、賓客に対するお土産品、パビリオンの内装、出展ブースの装飾等、あらゆる場面で1,500年の歴史を誇る越前和紙や越前漆器を始めとする伝統的工芸品を使用し発信すること。

3 事業者の事前の防災・減災対策への支援の充実

近年、降雪による被害が各地で発生している中、「中小企業防災・減災投資促進税制」は、自然災害に対する事前対策のための設備投資に対して特別償却を措置しているが、除雪機器や融雪機器など雪害に備えた設備投資をその対象に加えること。

また、税制措置に加え、防災・減災のための設備や器具に対する補助金制度の創設を図ること。

【担当部署： 産業労働部 創業・経営課、産業技術課】

農林水産業の成長産業化

【農林水産省】

本県の農林水産業の推進に向け、次世代の人材育成、生産基盤の整備など以下の対策を講じること。

1 次世代の農林水産業を担う人材育成

(1) 農業の人材育成支援制度の拡充

新規就農者育成総合対策において、就農初期の経営安定を支援するために交付される経営開始資金が5年間から3年間に短縮された。本県の新規就農者は、就農後3年では所得目標にほぼ達しておらず、交付期間を従来の5年間とするなど支援制度の充実を図ること。

(2) 林業の人材育成支援に係る予算確保・制度創設

ふくい林業カレッジ研修生に給付する「緑の青年就業準備給付金」の予算を十分に確保すること。

また、山村地域に移住し自伐型林家を目指す者が、自立するための技術習得や特用林産物生産などに必要な経費に対し支援する制度を創設すること。

(3) 養殖業の人材育成支援制度の創設

養殖業への新規就業者の生活基盤が確保できるよう、就業後の給付金制度を新たに創設すること。

併せて、独立自営するうえで必要となる漁船や生簀などの初期投資に対して支援する事業を創設すること。

2 米以外の作物の本作化に向けた支援強化

水田活用の直接支払交付金において、主食用米と同等以上の所得を確保できるよう、令和5年度以降も現状の交付単価を維持するとともに、十分な予算を確保すること。

今後5年間に一度も水稻の作付けがない農地は、令和9年度以降交付対象水田としない方針が示されたが、より生産性を高めるための麦・大豆等の連作や、農地を水田として維持するためにそば等を連作している水田を除外すること。

3 鳥獣害対策に係る支援制度の見直しと予算の確保

人口減少や高齢化が進む中山間地域等においては、狭小農地が多く、小規模圃場の農作物被害等が増加し、地域農業の維持に影響を及ぼしているため、費用対効果分析の補助要件の撤廃や緩和など、地域の実情に応じた支援制度となるよう見直しを行うこと。

また、近年、被害が拡大しているやシカやサル等の鳥獣による農作物被害を着実に減らしていくため、地域の要望に対し充実した交付金の配分となるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金の更なる予算を確保すること。

4 遊休農地解消対策の要件緩和

水稻が基幹作物となっている本県では、水稻の作付が営農の継続や農地の維持に重要な役割を果たしている。

しかし、遊休農地の解消・発生防止を目的とした「農山漁村振興交付金(最適土地利用対策)」では、解消した農地に水稻が作付けできないことから、中山間地域においては、生産数量の目安の範囲内で水稻が作付けできるよう、要件の緩和を講じること。

5 多面的機能支払制度の予算確保

地域住民の共同活動による農地・水路等の保全管理、植栽や生態系保全などの取組みに必要な予算を十分に確保すること。

また、田んぼダムやため池の事前放流など地域の防災減災に資する活動について、支援制度の拡充と取組を推進するための必要な予算を確保すること。

6 農業農村整備・森林整備等の予算確保

(1) 農地・農業用水利施設整備に係る予算確保

農業の生産力向上に必要となる農地の区画拡大や農業用の用排水路等の整備予算を十分に確保すること。

また、農業用水利施設の機能強化・長寿命化対策や適切な維持管理、水田の持つ保水機能の活用など、国土強靭化対策を図るために予算を安定的に確保すること。

(2) 森林整備に係る予算確保

主伐・再造林および間伐等の森林整備を計画的に進めるため、事業の遂行に必要な予算を十分かつ安定的に確保するとともに、森林環境譲与税の導入が既存の予算に影響を及ぼさないようにすること。

また、森林整備に必要となる路網整備について、必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。

7 森林環境譲与税の譲与基準の見直し

森林環境税および森林環境譲与税の制度の趣旨である、森林の有する公益的機能の維持増進を実現するためには、今後、森林整備を一層進めていく必要がある。

このため、人口の多い都市部から森林整備が必要な自治体へより多く譲与されるよう、現在の譲与基準の見直しを行うこと。

8 中山間地域における農業農村整備工事の品質確保

現場条件の制約される中山間地域等について、地域の実情に応じた適切な施工歩掛を調査するための支援制度を創設すること。

9 地域開発事業に関連したほ場整備事業の円滑な推進

新幹線や高規格道路等の地域開発事業で発生する多大な建設発生土を有効利用するため、その発生土を活用し得る区域一体を対象に、ほ場整備事業の可能性が検証できる調査事業を創設すること。

10 本県漁業者の操業に係る安全確保

やまとたい
大和堆を含む我が国の排他的経済水域内において、違法操業を行う外国漁船を排除するとともに、北朝鮮のミサイル発射を阻止するなど、本県の漁業者が安心して操業できるよう、万全を期すこと。

【担当部署：農林水産部 福井米戦略課、園芸振興課、中山間農業・畜産課、農村振興課、水産課、県産材活用課、森づくり課】

外国人が活躍できる環境の整備

【法務省、文部科学省】

令和元年以降、本県内在住の外国人は1万5千人を超えており、令和3年に「福井県多文化共生推進プラン」を策定した。

本県の外国人住民が安心して安全に暮らし、地域と共生しながら、今後さらに活躍できる環境を整えるため、以下の支援を行うこと。

1 外国人住民に対する生活支援の充実

外国人住民の安全・安心な生活を確保するため、「外国人受入環境整備交付金」による支援を継続するとともに、公的機関等における通訳や多言語ホームページ、案内板などによる情報提供体制の整備、人材の育成に対する財政措置の拡充を図ること。特に、災害や急病などの緊急時に必要な支援を行うため、災害・医療通訳の人材育成に対する財政措置や専門家派遣などの人的支援を行うこと。

2 外国人住民に対する日本語学習等の機会の充実

外国人住民が日本語を学ぶことができる公的な仕組みを国が責任を持って構築すること。その際には、オンライン学習の観点も取り入れること。

また、自治体による日本語学習の体制強化を図るため、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」は、必須項目を無くすなど、応募要件を緩和するとともに、補助率の引き上げやコーディネーターの派遣など、支援の充実を図ること。

3 外国人材の受け入れ

(1) 特定技能外国人の受入れの加速化

特定技能外国人の都市圏への集中を抑制するとともに、地域経済を支える人材不足の解消につなげるため、「特定技能1号」における受入可能な特定産業分野の見直しに当たって、本県における繊維産業など、地域の基幹産業を追加すること。

また、特定技能の在留資格が得られるまで時間を要することから、申請書類の簡素化や審査期間の短縮など、更なる運用の見直しを行うこと。

(2) 受入機関に対する支援制度の創設

人材不足が深刻な中小・小規模事業者が、円滑かつ適正に特定技能外国人を受入れができるよう、事業者の負担を軽減するための支援制度を創設すること。

(3) 受入れに係る相談体制の整備

年々増加する特定技能外国人や技能実習生等が適正かつ適切な環境で就業等ができるよう、受入機関等の監督・指導権を持つ国において、都道府県ごとに相談や専門家派遣の実施等を行う機関を創設すること。

【担当部署： 産業労働部 国際経済課、労働政策課】

幹線道路ネットワークの整備推進

【国土交通省】

本県の幹線道路ネットワークは、東日本と西日本をつなぐ広域的な交通基盤として、中京圏・関西圏の産業・観光振興等の多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

1 幹線道路の整備推進

(1) 国道417号冠山峠道路の早期完成

冠山峠道路は、日本海側と中京圏を直結する重要な路線であり、歴史的につながりの深い池田・丹南地域と岐阜県美濃地域の交流促進のみならず、福井県・岐阜県相互の広域観光ルートを形成する道路であるため、令和5年内の開通に向けて工事を推進すること。

(2) 国道27号青葉改良の整備推進

国道27号の福井県・京都府境部は近畿・北陸を結ぶ日本海側唯一の幹線国道であり、敦賀港および舞鶴港へのアクセス道路としての役割をはじめ、物流の面から重要な路線であるとともに、原子力災害時の避難ルートとして位置付けていることから、昨年度事業化された青葉改良について、早期に工事着工すること。

2 福井外環状道路の計画の具体化

重要物流道路に指定された福井外環状道路は、物流・産業等の経済活動の支援や福井市街地の交通分散による渋滞解消等を目的とした、新たな広域道路ネットワークを形成する道路であるため、計画の具体化を進めること。

3 高規格道路等の整備推進のための予算確保

高規格道路等の幹線道路の整備が戦略的・計画的に進められるよう、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確保するとともに、5か年加速化対策後も、予算・財源を通常予算とは別枠で確保して、継続的に取り組むこと。また、令和5年度予算について、要求額を満額確保すること。

【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課】

地域公共交通の利便性向上

【総務省、経済産業省、国土交通省】

地域公共交通は、地域社会・経済の基盤となるものであり、地方創生の実現に重要な役割を担うものである。本県では、改正地域公共交通活性化法に基づき公共交通計画を策定し、令和6年春の北陸新幹線福井・敦賀開業を控え、利便性向上を目指していく。

しかし、急速な人口減少が進む地方の交通事業は、利用者の減少が路線の縮小を招き、将来にわたる持続が困難となってきている。

今後、高齢者などの交通弱者の移動手段の確保はもとより、地域の新たな移動手段として期待される自動走行やMaaSの導入など、地域公共交通の利便性向上のため、以下の対策を講じること。

1 地域公共交通網の充実と高齢者の移動手段の確保

地域公共交通網の維持・充実のため、地方の実情を踏まえた財政支援や制度設計を行うとともに、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段を確保するための対策を拡充すること。

- ① 交通事業者のみならず、自治体や地域住民による移動手段の維持・確保に向けた多様な取組みに対しても、新たに支援を行うこと。
- ② 地域の実情に応じて行う生活交通の維持・確保に向けた取組みに対し、十分な予算を確保すること。また、地域間を結ぶ広域路線バスについては、人口減少が進む地域の実情に配慮し、利用者の減少に伴う補助金の減額や対象外とすることがないよう、制度を見直すこと。

- ③ 路線バスの運転士不足が深刻になっていることから、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の算定根拠となる標準経常費用について、人件費相当分を政策的に引き上げるなど、人材確保に向けた支援を行うこと。
- ④ 高齢者や高校生等の移動手段として必要不可欠な路線バスやコミュニティバスの維持・確保のため、県や市町が実施する運行支援について、特別交付税措置など十分な財政支援を行うこと。
- ⑤ 地方鉄道の安全・安定運行に必要となる施設整備や、利用促進に向けた取組みを積極的に進めるため、十分な予算額を確保すること。
- ⑥ 公共交通機関運転士の健康状態に起因する事故を防止するため、S A Sスクリーニング検査、脳M R I 検査、心臓ドッグ等各種スクリーニング検査の実施に要する費用について、事業者を支援する制度を創設すること。

2 新モビリティサービス導入への支援

- ① 地域公共交通の利用者の増加や利便性向上に向け、A I オンデマンド交通やキャッシュレス化、運行情報のリアルタイムデータ化等に必要となる整備に対し、十分な予算を確保すること。
- ② 来県者や地域住民の移動手段として、自動運転移動サービスを開始した「永平寺参ろーど」における車両や通信機器等の整備等に対し、支援を行うこと。

【担当部署：地域戦略部 地域鉄道課、交通まちづくり課】

北陸新幹線開業効果の最大化

【内閣府、文部科学省、国土交通省、環境省】

北陸新幹線の福井・敦賀開業とその後の大坂までの全線開業は、本県にとって100年に1度のチャンスである。開業が目前に迫る中、さらなる磨き上げのため、観光地のさらなるスケールアップや新幹線玄関口の整備など、魅力的なまちづくりに必要な対策を講じるとともに、交流人口の拡大および観光振興による地域経済の活性化のために必要な支援策を講じること。

1 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上への支援

(1) 地域連携DMOによる観光地域づくりへの支援

令和5年度末の北陸新幹線福井・敦賀開業や令和7年に開催される大阪・関西万博に向け、福井県版DMO（福井県観光連盟）が長期的かつ十分な財源を確保し、国内外から観光客を呼び込む質の高い観光地域づくりに取り組むことにより、交流・関係・定住人口の拡大が図られるよう、本県申請の地方創生推進交付金について先駆タイプで採択すること。

(2) 国定公園の魅力向上への支援の拡充

本県の東尋坊や三方五湖などに代表される、優れた観光資源を有する国定公園の魅力を向上させるため、十分な予算規模を確保すること。

(3) サイクルツーリズム推進への支援

景観に恵まれた若狭湾岸沿いのルートをサイクリングルートとして整備するため、特に、小浜市勢浜地区において、一般国道27号にナショナルサイクルルートの指定要件の評価基準に合致する自転車通行空間を整備すること。

「先進的なサイクリング環境整備事業」について、サイクリングルートとしての要素が一定以上の水準にあることなどが補助要件となっていることから、今後新たに整備を進めるサイクリングルートについても補助対象となるようメニューを拡充し、本県が嶺南地域において整備を進めていく「若狭湾サイクリングルート」に対しても支援すること。

2 交流人口拡大への支援

(1) 北陸新幹線福井・敦賀開業の利用促進

国家プロジェクトである北陸新幹線福井・敦賀開業を、新型コロナウイルスによる交流人口の落ち込みからの反転攻勢のシンボルとして位置づけ、積極的なPR策や利用促進策を講じること。

(2) カボタージュ規制の緩和

敦賀港へのクルーズ船寄港を通じた地域振興・経済活性化を推進するため、外国船籍の日本発着クルーズについて、早期に運航が再開されるよう、カボタージュ規制を緩和し、国内のみの周遊を可能とすること。

3 芸術文化活動への支援

(1) アーティスト等の文化芸術活動への支援

新幹線開業後の交流人口増加を見据え、地域文化の魅力発信につながるイベント等の開催に積極的に取り組むアーティストや、音響・舞台設営等の関係事業者およびイベント業者に対し、継続的な支援策を講ずること。

(2) アートプロジェクトに対する支援

地域の文化意識の向上や交流人口の増加が期待される芸術祭などのアートプロジェクトについて、助成制度の創設や専門人材の育成など、より幅広い支援策を講ずること。

【担当部署： 交流文化部 観光誘客課、新幹線開業課、文化課
/産業労働部 企業誘致課】

スポーツを通じた地方の活力創出

【文部科学省】

本県では、県民の誰もがスポーツに親しめる環境づくりとともに、スポーツコミッショナリズムにより大規模大会・イベントの誘致、スポーツツーリズムを推進し、スポーツをまちづくりや交流人口拡大につなげる取組みを進めることとしている。

このため、スポーツを通じた地方の活力創出のため、以下の支援を行うこと。

1 全国規模のスポーツイベントの持続的な開催

国内外から地方に人を呼び込むため、地域スポーツコミッショナリズムによる全国大会や世界大会、スポーツイベントの持続的な誘致・開催に向けたソフト・ハード両面の支援を拡充すること。併せて、地方におけるスポーツ施設の整備に対して、民間資金の導入促進を図るための新たな制度を検討すること。

また、地方におけるスポーツイベントやスポーツ活動の振興のため、スポーツ振興くじ助成金の助成対象を法人格の無いスポーツ団体にも広げるなど、支援の充実を図ること。

2 陸上競技場の公認基準の緩和

地方でも有力選手が集う大規模大会やイベントの開催を可能とするため、陸上競技場の国際認証および国内認証の施設基準について、施設を所有する自治体の過度な経費負担にならないよう、走路部のウレタンの質や設備等の基準を緩和するなど、国からも競技団体に働きかけること。

3 総合型地域スポーツクラブの活動への支援

地域のスポーツ活動の拠点である総合型地域スポーツクラブが、登録認証制度の開始以降も適切な運営ができるよう、クラブの課題となる指導者確保や会員増に対して支援の充実を図ること。

4 子どもの多様なニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

スポーツに関する子どもの多様なニーズに応じた活動の機会を保障するため、指導者や活動場所の確保など地域クラブが安定した運営を持続できるよう、また、過度な保護者負担とならないよう、財政面を含めた支援を行うこと。

また、地域クラブが目標にできる大会の充実、クラブ活動中や学校施設使用中の事故に対する補償など、学校部活動と同等の魅力あるクラブを運営できるよう仕組みづくりを行うこと。

【担当部署： 交流文化部 スポーツ課 / 教育庁 保健体育課】

福井の歴史、伝統文化の発信・応援

【文部科学省】

本県には、我が国を代表する文化財や歴史遺産、伝統産業が集積している。地域固有の伝統・文化や歴史、風土に光をあて、福井の「宝」としてその魅力を磨きあげ、観光誘客や交流拡大につなげていくため、以下の措置を講じること。

1 文化遺産の国内外への発信

(1) ユネスコ無形文化遺産の登録促進

- ①ユネスコの未審査案件である諸鈍芝居（鹿児島県）を他の無形民俗文化財とともに渡来芸・舞台芸にグルーピングしてユネスコに提案するに当たっては、「糸崎の仏舞」（国の重要無形民俗文化財）を含めることとし、早期に提案すること。
- ②越前和紙（国の重要無形文化財）をユネスコ無形文化遺産である「和紙」に早期に追加登録すること。
- ③「水海の田楽・能舞」、「睦月神事」（いずれも国の重要無形民俗文化財）を既に無形文化遺産に登録されている同種の文化財とあわせて「日本の田楽」として登録を目指すこと。

(2) ユネスコ「世界の記憶」の登録

福井県敦賀市は、第二次世界大戦当時、外交官杉原千畝氏（在リトニア領事代理）や建川美次氏（在ソ連大使）らが発給した「命のビザ」を手にしたユダヤ人難民が上陸し、彼らを温かく迎え入れたゆかりの地である。関係者が一丸となって千畝氏等の記録をユネスコ「世界の記憶」に申請する際は、敦賀市が保有する資料を他の関係記録物と合わせて申請すること。

(3) 文化財名称の見直し

「重要文化財」という名称は、外国語に翻訳しても外国人にはその価値が伝わりにくいくことから、名称を「国宝」に変更し、そのうち特に重要なものを「特別国宝」に変更するなど、文化財の活用促進に向けて見直しを検討すること。

(4) 国指定文化財への早期指定と保存整備の推進

現在、保存活動を進めている旧京藤甚五郎家住宅をはじめとして、建造物や史跡など本県には優れた歴史的な文化財が多数存在する。これら文化財を魅力ある資源として活用するため、国宝や重要文化財などに早期に指定するとともに、文化財の保存整備に対し、十分な予算額を確保すること。

2 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の再整備支援

(1) 発掘調査・整備支援

特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡は、さらに発掘調査・整備を進めることにより、我が国中世都市の新事実解明など、その研究成果を活用して、文化観光やインバウンド推進に結び付けることができる貴重な文化観光資源である。令和4年10月の「県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館」開館により、本遺跡の調査研究成果は一層強力に発信していくことが可能となる。

このように、学術的新発見を見込むことができ、発信によって多くの観光誘客につながる文化財の発掘調査・整備については、既存の補助制度とは別枠で国が公募・選定し、より手厚く支援する新たな制度を設けること。

(2) 再整備支援

福井県では、経年劣化が進む遺跡の保存技術の確立を目指し、令和2年度から奈良文化財研究所と連携研究を開始している。

その成果は全国の史跡・名勝等の保存対策の基準となり得るものであり、この研究に基づき実施する再整備に対し、新たな支援制度を設けること。

【担当部署：交流文化部 文化課 / 教育庁 生涯学習・文化財課】

誰もが安心して暮らせる医療と福祉

【内閣府、厚生労働省】

1 実効性のある医師確保策の実施

- ① 時間外労働上限規制適用後、地域の医療体制を確保するためには、さらなる医師確保が必要であることから、医学部臨時定員の見直しにあたっては、地域や診療科の偏在、時間外労働上限規制による地域医療への影響等の実態を把握の上、慎重に議論し、医師の偏在解消が進むまでは臨時定員を維持するとともに地域枠を確保すること。
- ② 医師少数区域での勤務とキャリア形成を両立できるよう、指導医等を派遣する場合、派遣元病院に対し、派遣にかかる経費の助成措置を講じること。

2 病床機能再編支援事業の支援対象の拡充

国の病床機能再編支援事業では、医療機関が高度急性期、急性期および慢性期のいずれかの稼働病床を削減した場合、削減病床に応じた給付金を支給することとしているが、休止病床の削減は支援対象となっていない。

地域医療構想を推進するため、医療機関が病床数の適正化を目的として病床を削減する場合、稼働病床の削減に加え、休止病床を削減する場合においても、病室改修や設備の撤去等に費用が必要となるため、支援の対象とすること。

3 陽子線がん治療の促進

- ① 令和4年4月の診療報酬改定で、大型の肝細胞がん、肝内胆管がん、局所進行膵がんなどの公的医療保険の適用が拡大されたが、がん患者の経済的負担を軽減し、陽子線治療を望む多くの人が治療を受けられるよう、これら以外の肺や食道などのがんについても早期に保険適用すること。
- ② 保険適用にあたり、診療報酬額が先進医療で実施していた際の治療費より低く設定されており、このままでは大幅な減収が生じ施設運営が困難となるため、診療報酬額を適正な水準に引き上げること。

4 子どもにかかる均等割保険料の見直し

国民健康保険制度における均等割保険料では、子どもの数が多いほど世帯の保険料負担が増加するため、令和4年度から子どもにかかる均等割保険料の軽減措置が導入されたが、対象が未就学児に限定され、その軽減額も5割であるため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲および軽減割合を拡充するとともに、軽減に要する経費はすべて国費で対応すること。

5 全国一律の子ども医療費助成制度の創設

地方自治体が医療機関の窓口において、現物給付方式の負担軽減を行った場合における、国民健康保険の国庫負担金の減額調整を廃止すること。

また、県境を越えて医療機関を受診する際にも、利用者の手続きが煩雑になることがないよう、国の責任において、全国一律の現物給付方式による子ども医療費助成制度を創設すること。

6 障がい者福祉の向上

(1) 医療的ケアが必要な方の支援

医療的ケアが必要な重度の障がい者の支援については、令和3年報酬改定において、グループホームでの受け入れに対して一定の評価がされたが、看護師等を配置して適正にケアを行うには、採算のとれる報酬とはなっていない。送迎時に看護師を配置する場合の加算を新設するなど生活介護等の日中支援を含め、適正な報酬単価となるよう見直すこと。

(2) 重度障がい者の支援

自宅での入浴が困難な重度の障がい者に対し生活介護事業所が実施する入浴サービスについて、現在報酬が設定されていないことから加算制度を創設すること。

また、令和3年報酬改定において、生活介護等における重度障がい者の支援に対し評価されたが、強度行動障がいのある方を事業所で受け入れるには、専門的知識・技術を持った職員を多く確保する必要があり、採算性が課題となるため、手厚い人員配置でも収支均衡がとれる報酬設定とし、受け入れ事業所の拡大を図ること。

(3) 相談支援事業所の報酬単価

令和3年報酬改定において、小規模事業所の基本報酬引き上げや、常勤の相談支援専門員の配置人数に応じた報酬単価の設定、複数の事業所で連携体制を確保することによる報酬の引上げ等、一定の改善は図られたが、連携体制をとることが困難な地方の小規模事業所等においては、経営が厳しく相談支援専門員が十分確保できない状況があることから、引き続き、地方の実態を踏まえた報酬水準の改善等、適切な措置を講じること。

(4) 重度訪問介護事業所の報酬単価

重度訪問介護事業所において、24時間対応とするためには、多くの支援員が必要となるが、利用者が少ない事業所は採算性が課題となるため、利用者が少ない地方においても同サービスを提供できる事業者を確保できるような報酬設定とすること。

(5) 障がい者の送迎等

障がい者の送迎については、就労や生活介護などの福祉サービスの利用に不可欠であるが、地方においては送迎距離が長く、ガソリン価格の高騰により燃料費等の負担がさらに大きくなっているため、一律となっている単価を距離に対応したものとすること。

また、障がい者の外出を支援する移動支援事業を特別支援事業化し、実施主体である市町村への補助を充実させること。

(6) 精神障がい者へのサービスの充実

精神障がい者についても、身体障がい者や知的障がい者と同様に、運賃や利用料の減免などの支援が受けられるように、国としてJRなどの公共交通機関に対して働きかけを行うこと。

(7) 障がい者への合理的配慮

障害者差別解消法の改正を踏まえ、事業者のバリアフリー化等に対する財政支援や、自治体への専門相談員の配置にかかる財政支援を行うこと。

(8) 医療的ケア児受入のための財政支援の拡充

障がい児保育の充実のため、市町の交付税算定に当たっては年度途中に入所する障がい児も含めた算定とするなど算定方法を見直し、十分な財政措置をすること。

また、医療的ケア児の入所希望に適切に応えるため、保育利用の児童や幼稚園と同様に、1号子どもを受け入れる認定こども園に対しても財政支援を行うこと。

7 介護人材・保育人材の処遇改善の促進

介護人材については、施設と介護従事者の充実による安心介護を実現するため、介護報酬制度において従事者全体の処遇改善に確実に繋がることが担保される恒久的な制度を構築するとともに、都道府県および各サービス事業所の事務負担が増加しないよう、手続き等について簡素な制度設計とすること。

保育人材については、低年齢児の保育需要の増加に応えるため、保育士等の更なる処遇改善を行うとともに、質の高い保育を提供するため、低年齢児担当保育士を設置基準以上に配置した場合の施設型給付の加算制度を設けること。

また、人口減少地域等においては、児童が少なくすでに経営が苦しくなっている施設もあることから、施設型給付の定員区分を細分化するなど、持続可能な保育提供体制を確保するための制度の見直し等を早急に行うこと。

8 骨髓ドナー支援制度の創設

官公庁や大手企業等で導入されている「骨髓ドナー特別休暇制度」の法制化を進めるとともに、ドナーが勤務する企業等への休業補償制度等を創設すること。

【担当部署：健康福祉部 長寿福祉課、健康政策課、障がい福祉課、こども未来課

児童家庭課、地域医療課、保健予防課】

防災・減災、国土強靭化対策の加速

【内閣府、国土交通省】

令和2年7月豪雨、令和2年末から令和3年初にかけての大雪、令和3年7月1日からの大雨等、近年大規模自然災害が相次いでいる。いつどこで起きるかわからない災害から国民の命を守り、暮らしと経済を支える防災・減災、国土強靭化は喫緊の重要課題であることから、以下の対策を講じること。

1 地域の国土強靭化加速に必要な予算・財源確保

国土強靭化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施していくため、令和3年度から7年度を期間とする「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」において、今般の大雪を踏まえ、雪害対策など対象事業の更なる拡充を図り、各年度予算を十分に確保すること。また、完了後においても、引き続き、国土強靭化に必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保すること。

〔【拡充が必要な事業の例】〕

- ・消雪施設の整備、除雪機械の整備
- ・道路照明のLED化

等

2 「流域治水」による国土強靭化対策の推進

「流域治水」の取組促進には、地域の方々の理解と協力が不可欠であることから、具体的な取組みの手法や効果について情報の提供を図るとともに、農林、教育、まちづくりなど、あらゆる関係者が積極的に協働して取り組めるよう、関係省庁において支援制度の創設や予算措置を行うなど、連携を強化すること。

【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課、道路保全課、河川課、砂防防災課、港湾空港課、都市計画課】

県民の安全・安心の向上

【内閣府（警察庁）、総務省、文部科学省、国土交通省、環境省】

1 治水事業の推進

（1）足羽川ダム建設事業の推進

福井豪雨により甚大な被害を受けた県都福井市の中心部を洪水から守るために、ダム本体工事を着実に進め、計画どおり令和8年度に完成すること。

また、水源地域である池田町の地域振興に寄与する、国道417号板垣坂バイパスおよび国道476号白糸バイパスに必要な予算措置を行うこと。

（2）吉野瀬川ダム建設事業の推進

北陸有数の製造品出荷額を誇る越前市を洪水から守るために、ダム本体工事に必要な予算措置を行うこと。

（3）九頭竜川上流ダム再生事業の推進

近年の激甚化する豪雨等による洪水から福井市をはじめとする九頭竜川流域を守るため、九頭竜川上流の既設ダムの有効活用によるダム再生事業の調査検討を速やかに行い、治水機能の増強を図ること。

（4）直轄河川事業の推進（九頭竜川、日野川、北川）

①日野川上流の県管理区間やその支川の水位を下げる効果が期待される日野川の久喜津地区（福井市）、朝宮地区（福井市）の河道掘削（日野川水防災・湿地創出事業）を推進すること。また、九頭竜川や日野川における堤防拡築等（フェニックス堤防整備事業）についても推進すること。

②小浜市中心部を洪水から守るため、北川の高塚地区（小浜市）の河道掘削等を推進すること。

（5）県管理河川整備の着実な推進

①複数の橋梁架替えや地下放水路の築造を推進している福井市中心部を流れる底喰川や勝山市街を流れる大蓮寺川の「大規模特定河川事業」、県営排水機場の排水ポンプ設備の更新を実施する「河川メンテナンス事業」に対し、着実に予算措置を行うこと。

②あわせて、氾濫発生の危険性の高い竹田川や七瀬川、吉野瀬川、笙の川など県管理河川の治水安全度を高めるため、改修の着実な推進に対し必要な予算措置を行うこと。

③中小河川におけるしゅんせつ・伐木対策を推進するため、「緊急浚渫推進事業債」に対し、引き続き必要な予算措置を行うこと。

2 雪に強い国土の形成

（1）雪に強い道路の整備推進

北陸自動車道や中部縦貫自動車道、国道8号等の物流の根幹を担う主要幹線道路において、消融雪設備の増強、スタック車両を排除する機械や大型車の一時待避所を確保すること。

(2) 集中降雪への対応の具体化

大雪への対応として、広域応援等を含めた除雪機械の増強や、広域迂回等による通過交通の抑制等を図ること。

集中降雪時に行われる計画的・予防的通行止めは、人命最優先の観点から車両滞留や事故を未然に防ぐものである一方で、県内の社会経済活動に大きな影響を与えることから、除雪車両の背後を追尾させることによる緊急車両等の通行確保や、一路線を先行して集中除雪するなど通行止めの早期解除に最大限取り組むこと。

また、昨年度の対応を踏まえ、「大雪に関する緊急発表」などの広報内容やタイミングのさらなる改善を行うとともに除雪体制の強化を図ること。

(3) 道路除雪費に係る国庫支出金の総額確保等

地方自治体が道路除雪を円滑に実施できるよう、雪寒地域道路事業費補助（補助率2／3）の予算総額を確保するとともに全額配分すること。

また、市町に対する臨時道路除雪事業費補助（補助率1／2）を幹線市町道以外の除雪費も対象とすること。

(4) 安定的、継続的な除雪体制の確保

①地域防災を担う建設業とオペレーターの育成・支援環境の整備

地域の建設業者が除雪機械の確保やオペレーターの育成等にこれまで以上に意欲をもって取り組める環境を整備するため、除雪費用の算定においては、リースにより除雪機械を確保した場合の単価設定をするとともに、国が昨年度試行した少雪における道路除雪工の固定的経費の積算計上について、労務費も対象に含めること。

また、オペレーターの休日単価について、週1回の法定休日だけでなく、年末年始や祝日、週休2日を対象日として拡充すること。

②ICTを活用した除雪機械操縦自動化等の実証実験の実施

除雪オペレーターの確保および作業効率の向上のためには、ICTを活用した除雪車の導入が必要不可欠であることから、新技術を活用した機械操縦の自動化および吹雪時の車両運転支援技術の実証実験を、国主体で福井県内において実施すること。

3 社会インフラの長寿命化対策の推進

①老朽化が進行する公共施設等について、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策として、計画的に長寿命化対策を実施できるよう、要修繕箇所の対策を確実に実施するための予算を安定的に確保すること。

また、災害発生時の拠点として施設・設備が適切に機能するよう長寿命化を図ることが特に必要な公用施設（合同庁舎、保健所（健康福祉センター）、土木事務所など）の計画的な長寿命化対策について、公共施設等適正管理推進事業債の対象に加えること。

- ② 堤防や小規模な水門・排水機場等は、治水上重要なインフラであるため、これらの河川管理施設の定期点検についても、橋梁やトンネルなどの道路施設と同様に補助の対象とすること。
- ③ 堤防や樋門・水門等の河川施設の適正な維持管理は、長寿命化対策を推進するうえで非常に重要であることから、河川施設の点検や台帳の整備等の維持管理業務について、省力化、効率化、高度化が期待できるインフラDXの推進に必要な予算措置を行うこと。
- ④ 洪水被害の発生を防止するため、事前放流等のダム操作を確実に行えるよう、ダム設備の修繕、更新について予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。
- ⑤ 下水道が水質保全等公共性の高い役割を担っていることを踏まえ、下水道施設の改築について、引き続き、防災・安全交付金による必要な予算措置を行うこと。
- ⑥ 橋梁やトンネルなどの道路インフラ施設について、長寿命化修繕計画に基づいた予防保全型の修繕が図れるよう、予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。

4 盛土規制法における基礎調査への支援

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行にあたっては、要領・ガイドライン等を早期に公表するとともに、規制区域指定のための基礎調査に対し、必要な予算措置を行うこと。

5 通学路等における交通安全対策の推進

通学路等の安全対策を計画的かつ集中的に実施していくため、新たに創設された交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）に必要な予算措置を行うこと。

また、従来から実施している通学路交通安全プログラムに基づく通学路や未就学児の移動経路の安全対策についても、確実に事業促進が図られるよう補助制度の対象とすること。

6 防災・減災に役立つＩＣＴの開発および支援

水防活動の円滑化を図るため、河川管理者以外が設置する小規模な水門・樋門等について、国が進めている排水機場操作の遠隔化など、インフラDXの推進および技術開発の促進を図ること。加えて、整備に必要な予算措置を行うこと。

7 空き家の敷地に対する固定資産税の特例解除

空き家の利活用や除却を促進するため、空き家の敷地に対する固定資産税について、居住実態がなくなつてからの期間など統一的な基準を示したうえで、住宅用地特例を解除する制度改革を行うこと。

8 地元建設事業者の受注機会の拡大

国の直轄事業やNEXCO中・西日本の舞鶴若狭自動車道4車線化における工事発注において、地元の中小建設業者や測量・調査・設計業者の入札参加機会を確保するとともに、県産品の活用を促進すること。下請業者には、地元建設事業者を優先的に採用するよう、受注者に強く要請すること。

9 地元建設産業の担い手確保

建設業における働き方改革を推進し、地域の安全・安心を支える地元建設産業の担い手を確保するため、国が示す週休2日制の補正係数の更なる割増しを行うとともに、福井県が全国でも先進的に取り組んでいる毎週土日を現場閉所とする完全週休2日制について積算基準（補正係数）を新たに設けること。

また、建設現場の生産性向上を図るため、ICT工事の普及・拡大に向けた技術支援や積算基準を見直し、工事費用を増額するなど建設事業者が取組みやすい環境を整えること。

10 防災・減災対策への支援の充実

避難情報を確実に伝達するため、スマートフォン等を持たない世帯にも発信できる情報伝達手段の普及に対して財政措置の充実を図ること。

また、避難行動要支援者の個別避難計画策定の必要性について、住民に分かりやすく周知するとともに、計画作成のための財政支援を充実すること。

11 防災気象情報の精度向上と分かりやすい情報の発信

住民の迅速で適切な避難行動や県、市町の早期の防災対応を可能とするため、予測精度の向上を図るとともに、気象情報を住民・自治体に分かりやすく発信すること。

また、現在国において検討している防災気象情報の見直しにおいて、「一層の警戒を呼び掛ける大雪情報」や「顕著な大雪に関する気象情報」についても、より分かりやすくなるよう見直しを行うこと。

12 風水害対策の推進

「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の目的や内容を住民が正しく理解し、災害時に適切な避難行動を取ることができるよう、一層の普及啓発を行うこと。

13 交通安全施設の着実な整備・維持管理に向けた取組の強化

大規模な自然災害が多発し、広域的な交通規制・迂回措置の重要性が高まっている中、交通規制が的確に行われるよう、全国的な幹線道路における交通安全施設等の整備・維持管理について補助の拡充を図ること。

14 消防の連携・協力に係る財政支援等の充実

消防の連携・協力の要である消防共同指令センターは、整備に多大な費用と、計画から運用開始まで長期を要するため、計画的に整備を行えるよう緊急防災・減災事業債の期限延長など安定した財源措置を行うこと。

15 消防防災ヘリコプター操縦士の確保対策の強化

消防防災ヘリコプターの2人操縦体制の確保については、免許取得費用への財政支援など国の責任において操縦士の養成・確保に引き続き取り組むこと。

16 敦賀市民間最終処分場対策に係る財政支援

敦賀市民間最終処分場対策事業について、今後も浄化やモニタリング、構造物の維持管理等を継続していく必要があるため、産廃特措法失効後においても、残置廃棄物の有する潜在リスクに対する安全性の確保に向けた地方自治体の取組みに支障が生じないよう、法整備も含め、引き続き国が責任をもって地域の実情に応じて財政支援を行うこと。

17 海岸漂着物対策の推進

海岸漂着物および漂流・海底ごみの回収・処理や発生抑制などに要する経費について、海岸漂着物処理推進法の趣旨に基づき、令和5年度以降も継続支援するとともに十分な予算を確保すること。

また、海外からの漂着物の割合が高い能登半島以西の日本海沿岸地域について、補助率の引上げを行うこと。あわせて、中国等の発生国に対し、抑制措置等を強く求めること。

18 特別天然記念物カモシカの獣害対策

特別天然記念物カモシカの生息地が山地から里山付近へ拡大している中、市街地においても物的被害や迷惑行為が拡大しており、その対策として、捕獲等に関する柔軟な対応ができるような制度の見直しを図ること。

【担当部署：総務部 財産活用課 / 安全環境部 危機対策・防災課、循環社会推進課
/ 土木部 道路建設課、高規格道路課、土木管理課、道路保全課、河川課、
砂防防災課、港湾空港課、都市計画課、建築住宅課、
/教育庁 生涯学習・文化財課/警察本部 交通規制課】

拉致問題の早期かつ全面解決の実現

【拉致問題対策本部】

1 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

全国には、800人を超える北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者がいる。うち本県関係者で氏名が公表されている方は4人おり、家族の方も帰りを待ち望んでいる。

平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮当局が、初めて日本人の拉致を認め、同年10月に5人の拉致被害者が帰国してから今年で20年目となる。この間、拉致被害者とその家族は高齢化が進んでおり、拉致問題解決には一刻の猶予もない。

岸田総理大臣は、昨年の全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会で、「私の手で必ず拉致問題を解決しなければならないと強く考えている」と強い決意を表明した。

政府は、引き続き米国をはじめとする国際社会との連携により北朝鮮への圧力を緩めることなく、日朝首脳会談の実現も見据え、一刻も早く拉致問題が解決できるよう、あらゆるチャンスを逃すことなく最大限の努力を尽くすこと。

【担当部署：健康福祉部 地域福祉課】

